

. キャパシティ・ビルディング活動

1. 協カプログラムの全体像

II. キャパシティ・ビルディング活動

1. 協カプログラムの全体像

本プロジェクトでは、一過的な研修プログラムや機材供与とは異なり、プログラム実施に加え、その組成段階、実施後の体制整備段階それぞれで、WTO 協定履行能力の向上に資する技術移転を実行した。

本章では、目に見える形で実施されたプログラム（実施段階）の報告が中心となっているが、プログラムの目的やアジェンダ・構成の合意形成等として報告されている部分は、組成段階における技術移転活動の実績である。プログラム実施に至るまでの、数多くの協議・カウンターパート内での調整といった組織的な対応プロセスにおいて、多くの技術移転と組織強化の基礎の整備に資する取り組みがあって合意形成につながっており、実施されたプログラム同様に支援目的に沿うものとする。

各支援プログラムの基本的な枠組み・方向性等に関しては、既に S/W 調査段階にて合意されたものであるが、組成段階におけるカウンターパート側のニーズの把握により、実施段階では、当初の設計を、よりカスタマイズすることができたとする。ワークショップ等の講師に関しても、ニーズに即した最適な人材資源を、WTO 国内支援委員会をはじめ、日本の産学官専門家、WTO 事務局関係者、第三国専門家等、幅広い範囲から選定した点は、カスタマイズのプロセスを、より実効性のあるものに高める上で有効であったとする。

実施後の体制整備段階のキャパシティ・ビルディング活動については、提言の形で次章にまとめるが、本提言も、プログラム実施までの実績を自助努力により発展的に継続するという観点から、組成段階と同様のプロセスを経て提示したものであり、この段階においても WTO 協定履行能力の向上に資する技術移転が実行されている。

本プロジェクトでは、冒頭「2.1 プログラムの基本方針」の部分でも概説したとおり、こうした各段階の充実と一貫性が確保されることで、プログラム終了後においても継続的に持続可能な能力向上の機会を、“キャパシティ・ビルディング活動のためのシステム”という形で提供することに重点を置いた。以下、図表 II-1-1 及び図表 II-1-2 は、この内、特に実施されたプログラムの全体像を整理したものと、プログラムの実施方法を整理したものである。なお、プログラムの実施にはワークショップ講師等に外部から計 48 名の専門家を現地に派遣し、プログラムに投入した。

日本官庁	11
日本学識者	3
日本民間専門家	13
第3国専門家	2
タイ専門家	19
計	48

図表Ⅱ-1-1 キャパシティ・ビルディングプログラムの実施—全体象

支援対象協定・分野	カウンターパート	実施したプログラム	評価分析と提言
全体の調整	商務省貿易交渉局 (DTN)	2001年8月：インセプション・ミッション 2002年3月：インテリム・レポート提出 11月11日：ラップアップ・セミナーを開催、プログラム全体を総括。 12月：ファイナル・レポート提出	
WTO 協定実施にか かる組織体制の強 化	商務省貿易交渉局 Department of Negotiation (DTN)	DTNにおけるニーズと能力を踏まえ、システム設計、2002年6月：システムα 版、9月初旬にシステムβ版を導入し、10月にシステム管理部門とWTO担当部 署へのトレーニングを実施した。 10月：システム最終版導入 11月：最終版によるトレーニング、システム稼働開始 12月：運用フローの手直し	システムの稼働開始後の運用状況か ら提言を導く。
サービス貿易に関 する一般協定 (GATS)	DTN、大蔵省財政政策局(金 融分野担当)、通信省(通信 分野)、その他関係省庁	2002年2月：GATS全般に関する2日間のワークショップ(講師：METI、MOFA、 総務省、WTO・OB)。タイ側：DTN(DBE)を窓口として関係先へ案内 8月：金融、通信、観光、会計の分野別WS開催(講師：WTO・OB) タイ側： 大蔵省、通信省、タイ観光局、商務省および業界団体。	左記2ワークショップの評価分析結 果をタイ側カウンターパートと共有 し、ラップアップ・セミナーにおけ る議論を経て提言を策定。
アンチダンピング 協定(AD) 相殺関税(CVD)	商務省外国貿易局 Department of Trade (DFT)	2002年2月：AD/CVDの基礎と制度を主テーマに3日間のWS(講師：METI、 本邦学識者、欧州弁護士)。タイ側：商務省外国貿易局(DFT)。 8月：官民協力を主題として2日間のWS(講師：METI、民間専門家) タイ側： DBE、DFT、業界	左記2ワークショップの評価分析結 果をタイ側カウンターパートと共有 し、ラップアップ・セミナーにおけ る議論を経て提言の策定
知的財産権の貿易 関連の側面に関す る協定(TRIPS)	商務省知的財産局 Department of Intellectual Property (DIP)	2002年3月：タイ・日本双方に教材開発のための専門家執筆チームを設置、現地で 合同会議を開催。6分野7項目のわたる研修カリキュラムと教材開発スタート。 9月：原稿完成、英文チェック 10月：現地にてトレーナーズ・トレーニング(特許、商標、水際措置、知的財産 権管理、トレード・シークレット)を実施 11月：教材の印刷	トレーナーズ・トレーニングからの 評価結果およびラップアップ・セミ ナーにおける議論を経て、提言を策 定
貿易の技術的障害 に関する協定(TBT)	タイ工業標準局研究所 Thai Industrial Standard Institute (TISI)	2002年2月：TBT協定及び国際標準化に関する2日間のWS開催(講師：METI、 民間専門家)。タイ側：タイ工業標準研究所(TISI) 8月：国際標準化作業スキルおよび交渉スキルに関する2日間のWS開催(講師： METI)。タイ側：TISI および業界団体	左記2ワークショップの評価分析結 果をタイ側カウンターパートと共有 し、ラップアップ・セミナーにおけ る議論を経て提言を策定
交渉能力向上	DTN	各コンポネント別のワークショップのセッションの中でカバー、とりわけGATS、 およびAD/CVDが関連。	各コンポネントごとの提言へ反映

図表Ⅱ-1-2 コンポーネントとプログラムの実施方法

コンポーネント	プログラム実施の方法	プログラムの狙い
組織体制の強化 (コンポーネント1)	情報シェアリングに係るシステム開発	単なる技術的なシステム開発ではなく、業務フロー分析からのカウンターパートとの共同作業を通して開発過程段階から情報共有化を中核とした組織体制強化活動に資する取り組みとし、導入段階では、既にユーザーサイドから活用利便性が理解され、速やかに利用が促進され組織体制強化につながることに重点を置いた。
TRIPS 協定実施能力向上 (コンポーネント4)	教材・カリキュラム開発及びトレーナーズ・トレーニング開催	開発プロセスを共有化しノウハウを移転することで本支援プログラム後の自助努力による継続的教材開発を可能とし、講師教育により一定の標準化された指導の確保と今後開発される教材活用のための機会提供・人材育成を支援することに重点を置いた。
GATS 実施能力向上 (コンポーネント2)	ワークショップの開催	一過的研修機会としてのみのワークショップの開催ではなく、企画・組成段階から、プロセスノウハウの移転、協定実施能力向上自体に係る人材育成及び組織体制の強化を図るとともに、今後、本実績が、自助努力によるキャパシティ・ビルディング活動継続のための端緒となる支援に重点を置いた。
AD/CVD 協定実施能力向上 (コンポーネント3)		
TBT 協定実施能力向上 (コンポーネント5)		

2. 現地における活動

2. 現地における活動

2.1 WTO 協定実施にかかる組織体制の強化《コンポーネント 1》

2.1.1 支援活動内容の構築

I.3.2.3 における支援ニーズを踏まえ、タイ政府と協議のうえプライオリティを明らかにし WTO 関連情報共有のためのパイロットシステムの構築を含む支援活動内容を確定した。支援活動内容は大きく以下の 3 段階で構成されている。

- ・ WTO 関連情報共有システムの設計
- ・ パイロットシステムの構築
- ・ 商務省貿易交渉局 (DTN) におけるシステムの運用及び今後の拡張のための支援

また、上記各段階において、DTN カウンターパートと随時協議を行う体制を整え、支援活動そのものに加え、上記各段階において、システム設計手法、システム開発手法など、活動自体の方法についても技術移転の観点から支援につながるよう配慮して、支援活動を実施することとした。

2.1.2 WTO 関連情報共有システムの設計

I.3.2 において明らかとなった DTN における WTO 関連情報の管理の現状と課題、DTN における既存システムの概要を踏まえ、WTO 関連情報共有システムの設計を行った。

(1) システムコンセプト

WTO 関連情報システムの設計にあたり、まずシステムコンセプトを策定した。

(a) システム全体構成概念

WTO 関連情報システムを WTO 協定実施に係るタイ政府の組織体制強化のための WTO 関連情報の共有システムと位置づけ、通常、署名入りの紙媒体文書でやりとりされている WTO 関連文書及び文書属性情報をシステムに登録し、それらを検索・閲覧できる以下の機能を有するシステムとすることによって、WTO 関連情報を共有化できるものとした。

- ・ 文書及び文書属性情報、当該文書の検索・閲覧権限の登録・編集機能

- ・ 権限のある利用者による文書及び文書属性の検索・閲覧機能

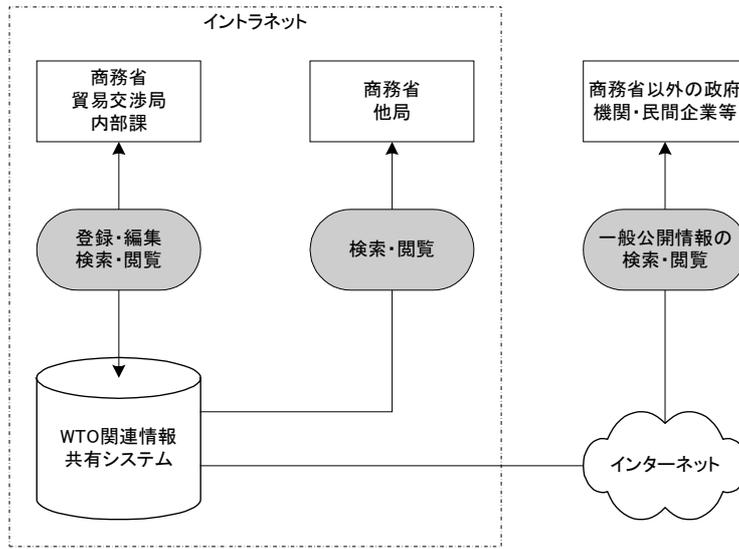
実際に構築するパイロットシステムとしては、以下の理由から、機能毎に利用者を限定し、DTN 内部にある WTO 関連情報の共有化を第一の目的としたシステムとすることとした（ただし、将来の拡張が可能な設計とすることとした）。

- ・ DTN 内部における WTO 義務履行に関する情報の共有化自体が十分ではないこと
- ・ 現状のインターネットに秘密性の高い情報を流通させることは漏洩のリスクがあること（「I.3.2.2 商務省貿易交渉局における既存システムの概要」で示したようにタイ政府機関を結ぶイントラネットは構築されておらず、DTN を中心とすると商務省内のみでイントラネット環境が構築されている）

すなわち、システム利用者を大きく以下の 3 種類に分け、DTN 内部利用者以外が利用できる機能を限定することとした。

- ・ DTN 内部の利用者
 - 文書及び文書属性情報、当該文書の検索・閲覧権限の登録・編集機能
 - 権限のある利用者による文書及び文書属性の検索・閲覧機能
- ・ 商務省他局の利用者
 - 権限のある利用者による文書及び文書属性の検索・閲覧機能
- ・ 他政府機関及び民間企業等の利用者
 - 一般公開文書及び文書属性の検索・閲覧機能

図表 II-2-1 WTO 関連情報共有システムの全体構成概念



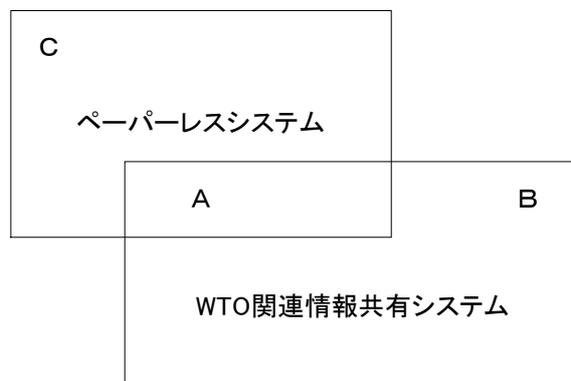
(b) 既存システムとの連携

DTN では、WTO 関連情報共有システムとは別に、DTN 内部の情報共有化機能を有し、平成 14 年 9 月からの本格的稼働を目標としたペーパーレスシステム (INFOMA) の導入が決定されていた。DTN の中で同様の機能を有した複数システムを維持・管理していくことは非効率であるため、ペーパーレスシステムの稼働を前提として両システムが併存する非効率を避けつつ、WTO 関連情報の共有に必要な機能を有するシステムとなるよう WTO 関連情報共有システムの設計を行うこととした。したがって、WTO 関連情報共有システムの設計・開発は、以下の方針に従うこととした。

- ・ ペーパーレスシステムと WTO 関連情報共有システムはできるだけ連携したシステムとなるように設計・開発する。
- ・ ペーパーレスシステムの提供機能では足りない機能に関して、追加的なシステムとして設計・開発する。
- ・ WTO 関連情報共有システムに必要な機能を実現するため、ペーパーレスシステムをカスタマイズする方が相応しい機能に関しては、ペーパーレスシステムをカスタマイズすることによって実現する。すなわち、WTO 関連情報共有に必要となる機能実現のため、ペーパーレスシステム及び WTO 関連情報共有システム部分を技術支援の対象とすることにより、WTO 協定実施にかかる組織体制の強化に資するシステムとなるように技術支援を行う。
- ・ ペーパーレスシステムの運用に際し、何らかの障害が発生し、その運用を正常に行うことができなくなった場合においても、WTO 関連情報共有システムのみで通常の運用を行うことを可能とするよう設計・開発する。この点は、将来、ペーパーレスシステムの導入されていない政府機関において、WTO 関連情報共有システムのすべての機能を利用する場合においても有用となる。
- ・ 新たに設計・開発するシステムに加えて、ペーパーレスシステムのうち WTO 関連情報共有に必要な機能部分を技術支援の対象とすることにより、WTO 協定実施にかかる組織体制の強化に資するシステムとなるように技術支援を行う。

図表 II-2-2 にペーパーレスシステムと WTO 関連情報共有システムの連携イメージを示す。

図表 II-2-2 ペーパーレスシステムと WTO 関連情報共有システムの連携イメージ



- ・ A+B : DTN において WTO 関連情報シェアリングに必要な機能
- ・ A : WTO 関連情報シェアリングに必要な機能のうち、ペーパーレスシステムで提供する機能
- ・ B : 追加的に開発する機能 (WTO 関連情報シェアリングに必要な機能のうち、ペーパーレスシステムでは提供されない機能)
- ・ C : ペーパーレスシステムで提供されるが、WTO 関連情報共有化に利用しない機能

(2) システム設計

上記(1)システムコンセプトを踏まえ、DTN カウンターパートと随時協議しながら、WTO 関連情報システムの設計を行った。WTO 関連情報システムは、「WTO-ISS (WTO-related Information Sharing System)」の名称で設計・開発を行ったため、以下では WTO-ISS と記す。以下に WTO-ISS の設計の概要を示す。

(a)ペーパーレスシステムと WTO-ISS のデータ連携

ペーパーレスシステムは、DTN 全課において利用が義務づけられるシステムであるため、稼働時点においては、ペーパーレスシステムには、DTN へ外部から送付された文書、DTN から外部へ送付する文書がすべて登録されることが想定される。しかし、ペーパーレスシステムは、DTN 外部の利用を想定したシステムとなっていない。

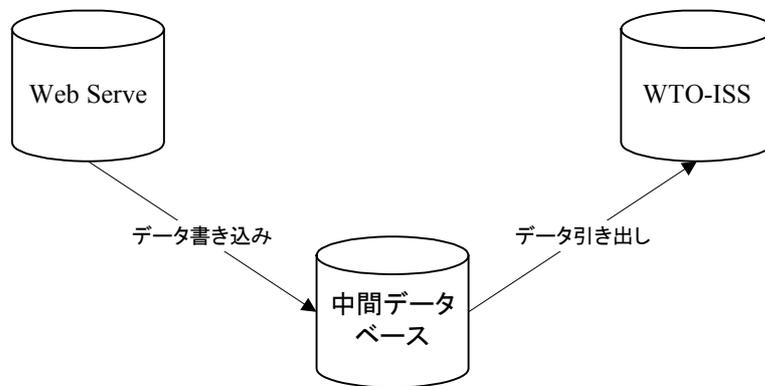
そこで、同一文書を2つのシステム個々に登録する無駄を省くために、WTO-ISS はペーパーレスシステムに登録された文書及び文書属性情報を利用し、DTN 内外の利用者が WTO-ISS で情報を検索・閲覧する形態を基本とすることとした。

そのため、ペーパーレスシステムのうち Web Serve から WTO-ISS へ自動的にデータを転送する機能を構築することとした。具体的には、Web Serve と WTO-ISS の間に中間データベースを構築し、各システムは中間データベースと以下のやりとりを行うことで実現する

こととした（図表 II-2-3 参照）。

- Web Serve：中間データベースにデータを書き込む
- WTO-ISS：中間データベースからデータを引き出し、中間データを削除する
- バッチ処理で 1 日 1 回実施する
- バッチ処理とは別にマニュアル操作によるデータ転送を可能とする
- 中間データベースのデータ形式は、将来の拡張性・柔軟性を考慮して、XML とする

図表 II-2-3 ペーパーレスシステムと WTO-ISS のデータ連携



(b) ペーパーレスシステムと WTO-ISS の利用者アカウントの連携

DTN 内の利用者は、ペーパーレスシステムと WTO-ISS で異なる利用者アカウントを使い分けることは煩雑であるため、両システムの利用者アカウントを以下の方針で連携することとした。

- 両システムのユーザ ID とパスワードは同一とする（バッチで 1 日 1 回同期をとる）
- ユーザ ID、パスワード以外の利用者アカウント情報についても連携を行う
- データ連携方法と同様に中間データベース(XML)を構築し連携を行う
- バッチ処理とは別にマニュアル操作によるアカウント情報転送を可能とする

(c) ペーパーレスシステムの管理対象のカスタマイズ

ペーパーレスシステムは、Web Flow、Web Serve とともに業務を管理単位としているため、1 業務に複数文書が含まれる場合には、個々の文書の詳細な属性情報が登録されていない。しかしながら、WTO 協定実施に係る WTO 関連情報の共有化のためには、文書単位で検索

することが必要である。特に、MTN、SNB¹⁰以外の課の業務に一部 WTO 関連文書が含まれていた場合には、課題が生じる。そこで、Web Flow から Web Serve ヘデータを転送する際に、文書単位で登録できるようカスタマイズをすることとした。

(d) 登録する文書のファイル形式とファイル変換の自動化

システムへの登録対象となる WTO 関連文書のうち、DTN 外部作成文書は、紙媒体資料として送付されてくるため、基本的にスキャンした TIFF ファイルを登録する。DTN 内部作成文書は、DTN で使用している Microsoft Office によって作成されたファイルと、署名入り文書に関してはスキャンした TIFF ファイルの 2 種類が存在し、それぞれ異なる利用目的があるため（Microsoft Office ファイルは再利用のため、TIFF ファイルは公式文書の写しとして）、同一文書として両方のファイルを重複登録することとした。

また、インターネット上では、事実上の標準である PDF ファイルで公開することが望ましいため、Microsoft Office ファイル及び TIFF ファイルを自動で PDF 形式に変換する機能を構築することとした。

(e) 自動 OCR 機能

紙媒体資料をスキャンした WTO 関連情報に関しても全文検索の対象として利用者の利便性を高めるため、全文検索用として実用に耐えうる正字率が期待できる英語文書のみを対象に、OCR によって自動でテキスト化する機能を構築することとした。

(f) 言語種別の登録機能

インターネット公開を行う WTO-ISS では、タイ語を理解できない利用者のために、WTO 関連文書の記述言語がタイ語であるか英語であるかの区別が必要である。そこで、DTN 内部の利用のみを想定しているため本機能を有しない Web Serve のカスタマイズを行うこととした。

(g) 文書保存期間の登録機能

将来においても WTO-ISS が十分に利用可能なシステムであるためには、不要な文書を削除することが必要である。そこで、WTO-ISS 及び Web Serve に、文書毎に以下のような保存期間登録機能を構築することとした。

¹⁰ MTN : Bureau of Multilateral Trade Negotiations (多角的貿易交渉課)
SNB : Bureau of Trade in Services Negotiations (サービス貿易交渉課)

- ・ 文書として登録する段階で保存期間を設定する。
- ・ 設定保存期間を過ぎた文書は、確認の上、外部媒体に移動もしくは保存期間の変更を行う。

(h) WTO-ISS の検索項目

DTN の WTO 関連担当官のニーズを踏まえ、WTO-ISS では以下の文書属性情報による検索が必要であり、これら項目による検索機能を構築することとした。Web Serve で登録対象となっていない項目については、Web Serve をカスタマイズすることとした。

- ・ 分類コード
- ・ 作成機関コード
- ・ キーワード
- ・ 言語コード
- ・ 日付（発行日、システムへの登録日）
- ・ 管理 ID（紙文書 ID）
- ・ タイトル
- ・ DTN 内担当課・係
- ・ 全文検索

(i) WTO-ISS の表示項目について

DTN の WTO 関連担当官のニーズを踏まえ、WTO-ISS では上記検索項目の他、以下の項目の表示が必要であり、これら項目による検索機能を構築することとした。Web Serve で登録対象となっていない項目については、Web Serve をカスタマイズすることとした。

- ・ 文書データ
- ・ ページ数
- ・ 版数（旧版へのリンク）
- ・ 保存期間
- ・ アクセスレベル
- ・ 公開可否
- ・ 親子関係にある文書
- ・ 他言語文書（同一文書）
- ・ 関連サイト URL

検索結果の文書リスト表示では、DTN の WTO 関連担当官のニーズを踏まえ、以下の項目を表示することとした。

- ・ タイトル
- ・ 日付（発行日、システムへの登録日）
- ・ 作成機関
- ・ ファイルへのリンク（複数形式があれば複数）
- ・ 言語
- ・ 旧版へのリンク

(j) WTO-ISS のメニュー言語

インターネット公開をあわせて行う WTO-ISS では、メニュー言語を以下の 2 言語とすることとした。

- ・ 英語
- ・ タイ語

(k) 閲覧権限の設定

WTO 関連文書の閲覧権限の設定に関しては、DTN 内における現状の紙媒体資料の閲覧権限及び商務省他局への公開、インターネット公開を踏まえ、以下のグループが必要であり、きめ細かな閲覧権限の設定が可能なシステムとすることとした。また、DTN 内部の閲覧権限は、Web Serve から設定情報を自動転送することとし、商務省内担当官すべて可能、一般公開の設定は、「(l) 一般公開の設定機能」で示すように WTO-ISS で設定する機能を構築することとした。

- ・ DTN の局長及び副局長のみ可能
- ・ DTN 各課長のみ可能
- ・ DTN 各課担当官のみ可能
- ・ DTN 担当官すべて可能
- ・ 商務省内担当官すべて可能
- ・ 一般公開

(l) 一般公開の設定機能

商務省全体及び一般公開の設定は WTO-ISS から上記当該文書担当者グループが行うこ

とし、WTO-ISS に商務省全体及び一般公開の設定が容易に可能な機能を構築することとした。

(m) 登録・更新・削除権限の設定

Web Serve では業務の担当者のみ文書の登録・更新・削除が可能なシステムとなっている。WTO-ISS では Web Serve からその情報を自動転送し、文書の担当者、課長から権限を委任された担当官、担当者が日常的に業務を一緒に行う担当官からなるグループを設定し、そのグループに所属する利用者のみ文書の登録・更新・削除が可能なシステムとすることとした。また、この担当者グループは、上記(k)閲覧権限がいずれの設定であっても閲覧権限を有することとした。このような設定とすることによって、文書の担当者が出張中など不在の場合でも、他の担当官が文書の登録・更新・削除が可能なシステムとした。

(n) 版数管理の機能

WTO 関連文書の版数管理機能は、DTN 内部作成文書のみを対象に必要となるため、Web Serve をカスタマイズして登録できるようにするとともに、WTO-ISS へ版数管理情報を転送する機能を構築することとした。

(o) スタンドアローン機能

WTO-ISS はセキュリティを考慮して、インターネット経由で秘密性の高い文書を検索・閲覧できないシステムとしたが、DTN 担当官が出張時にも WTO 関連情報を閲覧できるようにするため、WTO-ISS に登録されている WTO 関連情報をノートパソコンなどにダウンロードし、単体で稼働する検索・閲覧機能を実現するスタンドアローン機能を構築することとした。

(p) システム管理者用機能

WTO-ISS システム管理者の管理負荷を軽減するため、利用者管理機能（利用者アカウントの管理）、グループ管理機能（権限設定のためのグループの管理）、カテゴリ管理機能（WTO 関連情報の分類カテゴリの管理）、文書退避機能（保存期間の失効した文書の退避等のための機能）、ログ記録・管理機能（システム利用履歴の記録及び記録閲覧、集計機能）をシステム管理者用機能として構築することとした。

(q) 想定文書量

DTN 内にある WTO 関連文書容量から想定し、WTO-ISS のパイロットシステムの想定登録文書量を以下の通りとし、上記の想定文書量にさらに余裕をもたせた設計とすることとした。

- ・ 初期登録文書：約 10 万ページ
- ・ 追加登録文書：年間約 3 万ページ
- ・ 追加文書保存期間：平均 5 年間
- ・ 合計想定ページ数：25 万ページ（10 万+3 万×5）
- ・ 合計想定文書数：2.5 万文書（1 文書平均 5 ページと想定）

(r) 想定利用者数

DTN 内における WTO 協定義務履行にかかる日常業務から想定し、WTO-ISS のパイロットシステムのメインユーザを MTN 及び SNB 担当官、サブユーザを DTN 他課及びその他と位置づけ、想定利用者数を以下の通りとした。

- ・ 日常的に利用する利用者：MTN 及び SNB 約 30 名
- ・ 時々利用：DTN 他課 70 名程度+商務省他局 300 名程度

利用者アカウントは、DTN 内 Web Serve 利用者全員に付与し、また商務省内他局に関しては必要のある担当官にシステム稼働後に付与することとした。

(s) サーバ環境

セキュリティ確保のため、イントラネット用ウェブサーバとインターネット用ウェブサーバは別のハードウェアとすることとし、また、サーバ負荷軽減のため、データベースサーバ及び PDF ファイル作成用サーバを 1 台ずつ用意する以下の 4 台構成とした。

- ・ イン트라ネット用ウェブサーバ
- ・ インターネット用ウェブサーバ
- ・ データベースサーバ
- ・ PDF ファイル作成用サーバ

また、ウィルス感染防止のため、上記サーバにはウィルスプロテクトの機能を構築することとした。

(t) ネットワーク環境

WTO-ISS のシステム設計にあたっては、既存の商務省 LAN ならびに DTN 内 LAN を前提に行った。

- ・ 商務省内は LAN 環境が整備
- ・ DTN 内の LAN は 100Mbps
- ・ 商務省 LAN に構築されているファイアーウォールを利用する

(u) クライアント用パソコン

本支援実施前は、DTN の中で WTO 協定義務履行および政府関係省庁間の調整の担当課であり、WTO-ISS のメインユーザと位置づけた MTN（現 SNB を含む）においても複数人でパソコンを共用しているのが現状であった。しかし、WTO-ISS 構築による WTO 協定実施のための効果を上げるためには、日常的に WTO 関連情報を登録・更新するとともに、検索・閲覧する MTN 及び SNB の担当官は 1 人 1 台の WTO-ISS の利用可能なパソコンが必要である。そのため、合計 20 台のパソコンを導入することとした。

(v) スキャナ

紙媒体資料の WTO 関連文書を効率的にデジタル化するため、高速かつ自動給紙付きスキャナ 2 台を DTN に導入することとした。これらは、大部分の WTO 関連文書の受入、送付を行っている局長課文書係及び MTN・SNB 文書係に設置することとした。

(w) 既存 WTO 関連文書のデジタル化

現在、DTN において紙媒体資料で保管されている既存 WTO 関連文書を、システム運用開始時に検索できるよう、デジタル化するとともに、システム登録に必要な文書属性を抽出し、ペーパーレスシステム及び WTO-ISS に登録することとした。登録文書量は合計で約 10 万ページ（約 8,000 文書）である。

2.1.3 パイロットシステムの構築

上記「2.1.2 WTO 関連情報共有システムの設計」で実施した内容のシステム設計にしたがい、WTO-ISS パイロットシステムを開発・構築した。WTO-ISS を DTN の機能強化に資するシステムとするとともに、開発手法に関する技術支援をあわせて行うため、最終版導入までの間に α 版（ユーザ画面は網羅されているが、システムとして実際に稼働しないブ

ロトタイプ)、β版(本来の機能がほぼすべて網羅され、実際のDTNネットワーク環境下で稼働するシステム)を導入した。パイロットシステムα版、β版、最終版それぞれの開発・構築の段階で、随時、DTNカウンターパートをはじめとする担当官の意見、要望を収集し、双方で協議しながら実施した。

なお、実際のシステム開発・構築は、文書管理システムの開発経験の豊富なFUJITSU SYSTEMS BUSINESS THAILAND社、ペーパーレスシステムの開発会社であるEXCEL LINK社に委託した。

- ・ WTO-ISS α版の導入：2002年6月28日
- ・ WTO-ISS β版の導入：2002年9月6日
- ・ WTO-ISS 最終版の導入：2002年11月4日

(1) WTO-ISS α版の導入

システム設計書を元に開発したWTO-ISSのα版(ユーザ画面は網羅されているが、システムとして実際に稼働しないプロトタイプ)を2002年6月28日にDTNへ導入した。さらに、同日、広く実際のシステムの利用者、管理者を対象として、α版利用者マニュアル、α版管理者マニュアルをもとにWTO-ISSの機能、デザインの説明を行うとともに、具体的なプロトタイプをもとにした具体的な意見、要望を収集した。

(2) WTO-ISS β版の導入

DTNのα版に対する意見、要望を踏まえてα版を元に開発したWTO-ISSβ版(本来の機能がほぼすべて網羅され、実際のDTNネットワーク環境下で稼働するシステム)を2002年9月6日にDTNへ導入した。さらに、9月6日及び9月9日に広く実際のシステムの利用者、管理者を対象として、β版に関する機能、操作の説明を行うとともに、実際に稼働するシステムをもとにした具体的な意見、要望を収集した。

(3) WTO-ISS 最終版の導入

DTNのβ版に対する意見、要望を踏まえてβ版を元に開発したWTO-ISS最終版(実際に正式稼働するシステム)を2002年11月4日にDTNへ導入した。さらに同日、DTNシステム管理部門のWTO-ISS担当者を対象として、システム管理方法の説明を行い、システムの管理をDTN担当者に移管した。

(4) 既存 WTO 関連文書のデジタル化

WTO-ISS 正式稼働開始の段階から WTO 関連情報共有のメリットを実質的に享受できる環境とするため、DTN において紙媒体資料の形で保管されている既存 WTO 関連文書を、デジタル化するとともに、システム登録に必要な文書属性情報を抽出した。本作業の実施にあたっては、以下の観点を考慮して、TA コンサルタント・チームは作業方法の助言にとどめ、DTN 側が主体となって実施することとした。

- ・ WTO 関連情報の分類カテゴリーを決定するために、DTN 内の既存 WTO 関連文書を主体的に整理することが必要であること
- ・ MTN 及び SNB の各担当官が個々に管理している属人的な情報を、分野横断的に一元化する作業を主体的に行うことによって、自らの情報を他者へ提供することを意識してもらうこと
- ・ MTN 及び SNB 執務スペースで本作業を主体的に行うことによって、WTO 関連情報共有システム導入に向けて意識の上で準備してもらうこと

上記にしたがって、デジタル化した既存 WTO 関連文書を WTO-ISS 最終版導入日以降、順次、Web Serve 及び WTO-ISS に登録した。登録文書量は合計で約 10 万ページ（約 8,000 文書）となった。

(5) 開発段階の技術支援

パイロットシステム開発・構築段階を通じて、支援実施内容そのものがシステム開発手法及び開発管理手法に関する技術支援となるよう、DTN カウンターパートと WTO-ISS の運用を踏まえた機能や操作方法などに関して随時協議をしながら実施した。

2.1.4 商務省貿易交渉局におけるシステムの運用及び今後の拡張のための支援

上記 2.1.2 及び 2.1.3 で示したように設計・開発した WTO-ISS の運用及び今後の拡張のために実施した活動を示す。

(1) 正式運用開始

2002 年 11 月 4 日に WTO-ISS 最終版を導入した後、DTN 内の利用者、システム管理者を対象とした研修を実施した上で、11 月 8 日に Web Serve とともに WTO-ISS の正式運用を開始した。なお、Web Serve の運用開始が当初予定の 9 月よりも遅れていたため、両システムともに、他課に先駆けて MTN、SNB において正式運用することとしたものである。

正式運用開始を MTN、SNB の担当官に印象づけることを主な目的として、同日、DTN 局長、国際協力事業団タイ事務所、TA コンサルタント・チーム、主な利用者である MTN 担当官、SNB 担当官、システム管理担当課である貿易経済情報センター担当官、WTO-ISS 開発会社である FUJITSU SYSTEMS BUSINESS THAILAND 社担当者、ペーパーレスシステムの開発会社である Excel Link 社担当者立ち会いのもと、WTO-ISS と Web Serve の正式運用開始式を執り行った。

(2) 運用フロー

上記 2.1.2 及び 2.1.3 で示したように、WTO-ISS を、DTN において別途稼働するペーパーレスシステム（業務フロー管理を行う Web Flow と業務に関連する文書管理を行う Web Serve から構成）と連携したシステムとして、設計・開発した。以下では、ペーパーレスシステムと WTO-ISS の連携による登録及び検索時の運用フローを示す。

(a) 登録フロー

「2.1.2 WTO 関連情報共有システムの設計」において、すでに記述したように、ペーパーレスシステムは、DTN 全課において利用が義務づけられるシステムであるため、稼働時点においては、ペーパーレスシステムには、DTN へ外部から送付された文書、DTN から外部へ送付する文書がすべて登録される。また、局長課を経由する文書は、局長課文書担当者が業務上として文書をスキャンし、文書データ、文書のタイトル、送付元、送付先、送付日など必要最低限の情報が業務情報として（署名入り文書と添付文書が一括で）を登録されることになる。したがって、WTO-ISS への文書情報の登録は、ペーパーレスシステムに登録された情報を最大限に活用するため、ペーパーレスシステムと WTO-ISS のデータ連携によって実現することとした。

DTN の内部作成文書では Microsoft Office で作成した文書ファイル自体を登録対象とできるため、外部作成文書と登録フローが異なっている。以下に DTN の外部作成文書と内部作成文書に分けて、登録フローを示す。

(i) 外部作成文書の登録フロー

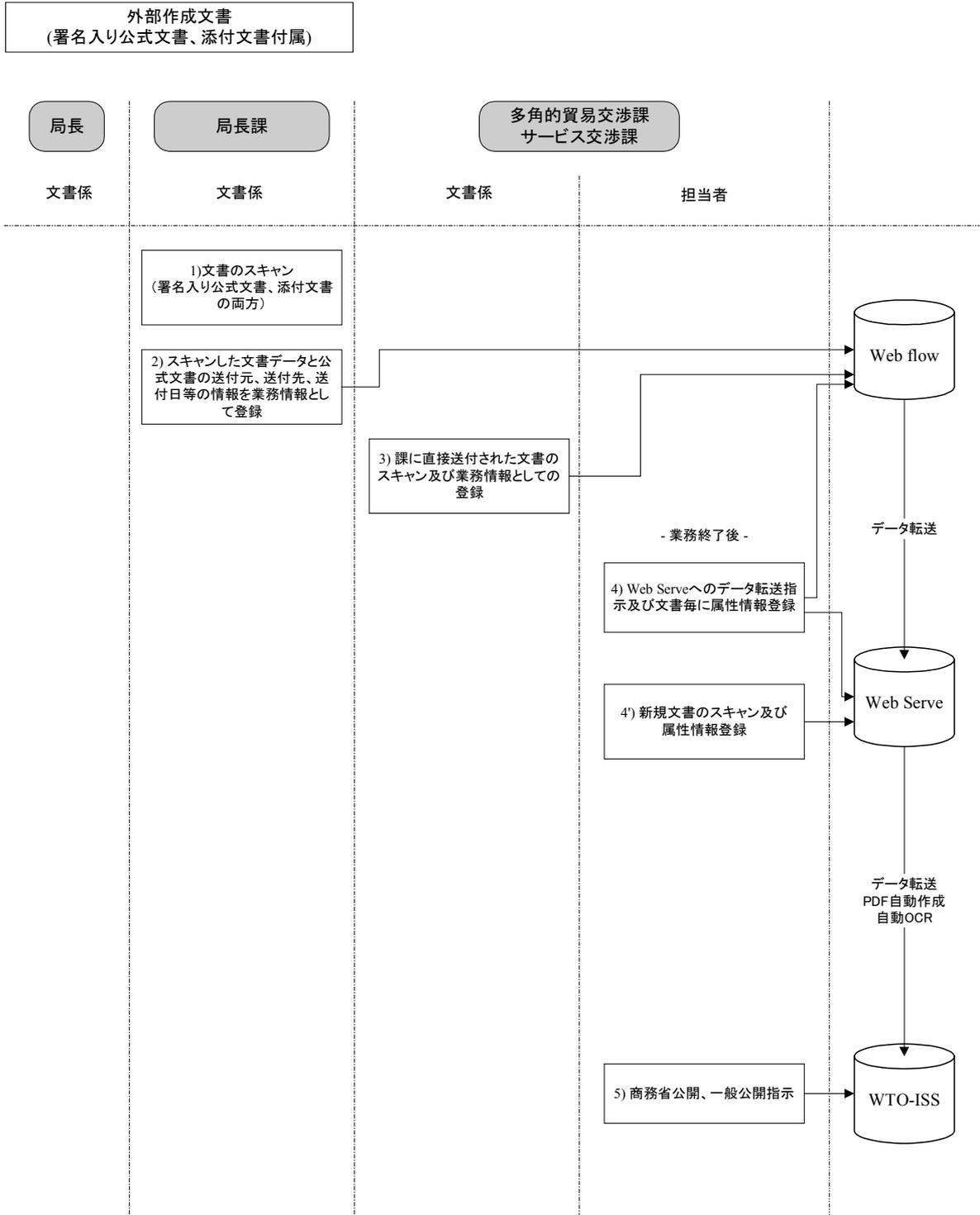
DTN の外部で作成された WTO 関連情報文書は、基本として以下の登録フローによって WTO-ISS に登録される運用フローとした。

- ・ 外部作成文書は通常、局長課文書係もしくは MTN 及び SNB 文書係へ送付される。
- ・ それぞれの文書係では、文書受入管理のために文書をスキャンして、基本的な文書情報とともに、業務情報としてペーパーレスシステムの Web Flow へ登録する。

- 上記情報は業務終了後、Web Serve へデータ転送されるが、担当者が署名入り文書と個々の添付文書毎に文書属性情報を登録する。
- Web Serve へ登録された情報のうち WTO に関連する情報は、自動的に WTO-ISS に転送される。
- 担当者は必要に応じて、WTO-ISS で商務省公開及び一般公開の設定を行う（DTN 内部の検索・閲覧権限の設定はペーパーレスシステムから引き継いでいるものの、DTN 外部への公開に関してはペーパーレスシステムでは考慮に入られていないため WTO-ISS で個別に設定することが必要）。

なお、WTO-ISS は直接文書を登録する機能を有しており、DTN の方針変更などでペーパーレスシステムを利用しなくなった場合には、WTO-ISS に直接文書を登録するフローに変更することとなる。

図表 II -2-4 DTN 外部作成文書の登録フロー



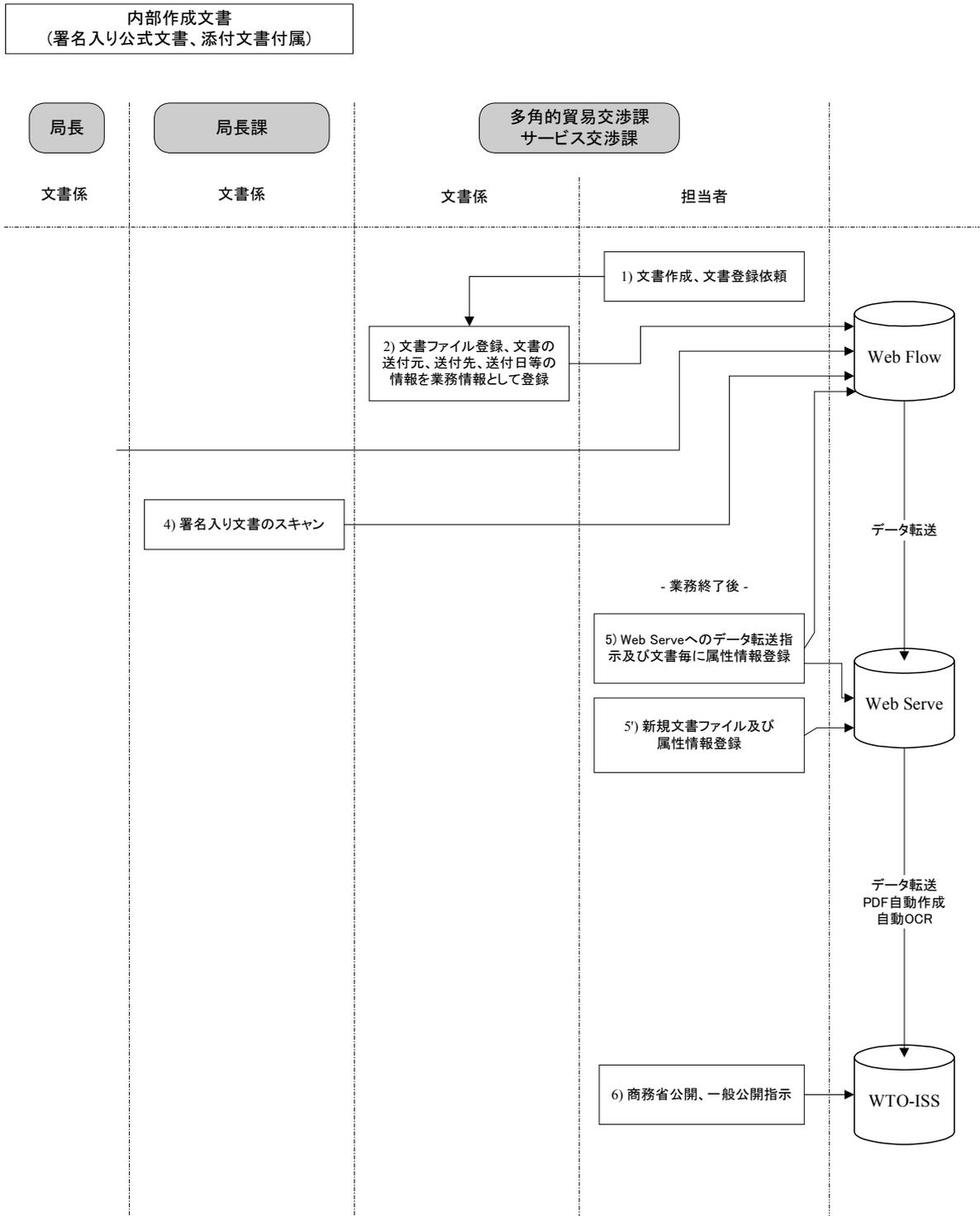
(ii) 内部作成文書の登録フロー

DTN の内部で作成された WTO 関連情報文書は、基本として以下の登録フローによって WTO-ISS に登録される運用フローとした。

- MTN 及び SNB の担当官が作成した文書ファイルを、課内文書係が、基本的な文書情報とともに、業務情報としてペーパーレスシステムの Web Flow へ登録する。
- Web Flow に登録された文書は、必要に応じて局長の署名がなされ、公式文書となる。
- 公式文書を局長課文書係では、文書送付管理のために文書をスキャンして、基本的な文書情報とともに、業務情報として Web Flow へ登録する。
- 上記情報は業務終了後、Web Serve へデータ転送されるが、担当者が署名入り文書と個々の添付文書毎に文書属性情報を登録する。
- Web Serve へ登録された情報のうち WTO に関連する情報は、自動的に WTO-ISS に転送される。
- 担当者は必要に応じて、WTO-ISS で商務省公開及び一般公開の設定を行う（DTN 内部の検索・閲覧権限の設定はペーパーレスシステムから引き継いでいるものの、DTN 外部への公開に関してはペーパーレスシステムでは考慮に入れられていないため WTO-ISS で個別に設定することが必要）。

なお、WTO-ISS は直接文書を登録する機能を有しており、DTN の方針変更などでペーパーレスシステムを利用しなくなった場合には、WTO-ISS に直接文書を登録するフローに変更することとなる。

図表 II-2-5 DTN 内部作成文書の登録フロー



(b) 検索・閲覧フロー

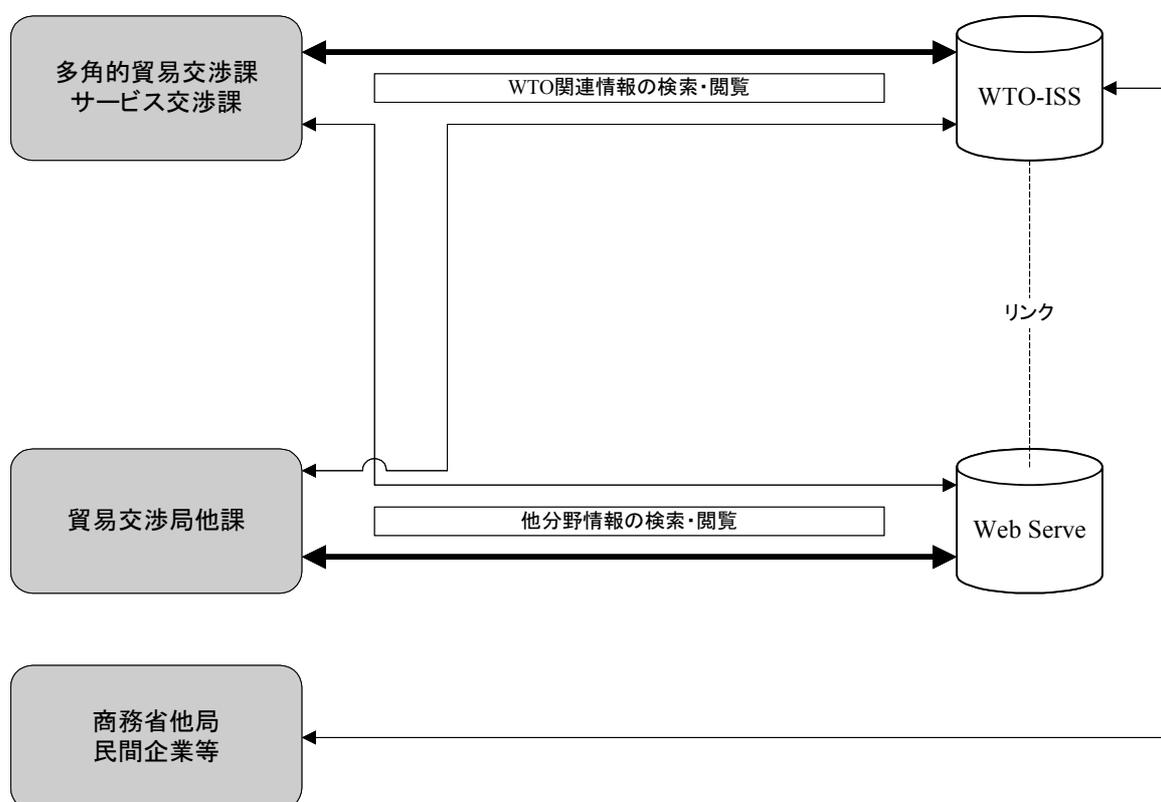
DTN 内の利用者が WTO 関連情報の検索をする場合は、WTO-ISS の方がペーパーレスシステム Web Serve と比較して機能面で優れているため、基本的に WTO-ISS を利用することとなる。WTO 以外の分野の情報検索は、Web Serve を利用して行うこととなる。

したがって、WTO 協定履行のための担当課である MTN 及び SNB では、通常 WTO-ISS を利用して WTO 関連情報の検索・閲覧を行い、他分野の情報を検索する場合に、Web Serve を利用することとなる。また、DTN 他課では、通常他分野の業務を行っているため、通常、Web Serve を利用するが、WTO 分野の情報検索を行う場合には、WTO-ISS を利用することとなる。

DTN 以外の商務省他局、他政府機関、民間企業等が WTO 分野の情報を検索したい場合には、WTO-ISS を利用して検索することとなる。

上記を DTN 内の WTO 関連文書担当者の立場からみると、WTO-ISS で文書毎に検索・閲覧権限を設定することによって、自らが管理している情報を他者に対して適切かつ容易に共有化させることができることになる。

図表 II-2-6 検索・閲覧イメージ



(3) マニュアルの作成・配布

本支援において開発・構築した WTO 関連情報システムを、今後、DTN が利用、運用・維持・管理していくための準備として、システム管理者対象マニュアル、利用者対象マニュアルを作成し、システムのメインユーザである MTN、SNB に配布した。さらに、同内容をインターネット用ブラウザで閲覧できるオンラインマニュアルを作成し、DTN 内から閲覧可能なよう導入した。また、研修の実施（下記(4)参照）の際にも、これらマニュアルを教材として利用した。

(4) 研修の実施

本支援において開発・構築した WTO 関連情報システムを、今後、DTN が利用、運用・維持・管理していくための準備として、システムの利用、運用・維持・管理の方法に関する研修を実施した。実施の際には、上記(3)で言及したマニュアル及び実際のシステムを利用した。

また、システム管理者向け研修は、今後、DTN 独自に研修を実施することができるようになることも目的の一部として実施した。

実施した研修の日時、内容は以下の通りである。

(a) システム管理者向け研修

WTO-ISS β 版導入後に、システム管理機能操作に関するシステム管理者向け研修を以下のスケジュールで実施した。

図表 II-2-7 システム管理者向け研修（WTO- ISS β 版導入後実施）

月 日	2002 年 9 月 10 日、11 日、12 日	
時 間	9:30～16:30	
内 容	第 1 回 (9 月 10 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書検索方法 ・ 文書登録方法
	第 2 回 (9 月 11 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者登録方法 ・ 文書削除、文書退避 ・ データバックアップ、リストア
	第 3 回 (9 月 12 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタンドアローン機能 ・ トラブル発生時の対応
講 師	<ul style="list-style-type: none"> ・ Mr. Taweechai (FUJITSU SYSTEMS BUSINESS THAILAND 社) ・ Ms. Kasama (MSI 社) ・ Mr. Prakorn (MSI 社) 	
参 加 者 数	第 1 回 (9 月 10 日)	・ 7 名
	第 2 回 (9 月 11 日)	・ 7 名
	第 3 回 (9 月 12 日)	・ 6 名

WTO-ISS 最終版導入後、システム管理方法に関するシステム管理者向け研修を以下のスケジュールで実施した。

図表 II-2-8 システム管理者向け研修（WTO- ISS 最終版導入後実施）

月 日	2002 年 11 月 5 日
時 間	9:30～12:00
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム管理方法（WTO-ISS と Web Serve の両システム対象） ・ WTO-ISS β 版からの変更点
講 師	<ul style="list-style-type: none"> ・ Ms. Suranut (MSI 社) ・ Mr. Thaweechai (FUJITSU SYSTEMS BUSINESS THAILAND 社) ・ Mr. Thaweesak (Excel Link 社)
参加者数	・ 5 名

WTO-ISS 最終版導入後、システム設計に関するシステム管理者向け研修を以下のスケジュールで実施した。

図表 II-2-9 システム設計に関する研修（WTO- ISS 最終版導入後実施）

月 日	2002 年 12 月 26 日
時 間	13:30～16:00
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム設計書の構成・内容 ・ システム拡張の際の留意事項等
講 師	<ul style="list-style-type: none"> ・ Ms. Suranut (MSI 社) ・ Mr. Thaweechai (FUJITSU SYSTEMS BUSINESS THAILAND 社) ・ Mr. Thaweesak (Excel Link 社)
参加者数	・ 8 名

(b) 利用者向け研修

WTO-ISS β 版導入後に、ユーザ向け研修を以下のスケジュールで実施した。

図表 II-2-10 利用者向け研修（WTO- ISS β 版導入後実施）

月 日	2002 年 9 月 13 日、17 日、18 日、20 日、25 日	
時 間	9:30～12:00	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書検索方法 ・ 文書登録方法 (1 研修 2 回の構成)	
講 師	<ul style="list-style-type: none"> ・ Ms. Kasama (MSI 社) ・ Mr. Thaweesak (Excel Link 社) 	
参加者数	第 1 回 (9 月 13 日)	・ 6 名
	第 2 回 (9 月 17 日)	・ 4 名
	第 3 回 (9 月 18 日)	・ 1 名
	第 4 回 (9 月 20 日)	・ 2 名
	第 5 回 (9 月 25 日)	・ 9 名

WTO-ISS 最終版導入後に、ユーザ向け研修を以下のスケジュールで実施した。

図表Ⅱ-2-11 利用者向け研修（WTO-ISS 最終版導入後実施）

月 日	2002 年 11 月 7 日
時 間	9:30～12:00、13:30～16:00
内 容	・ Web Serve による文書登録方法 ・ WTO-ISS による文書検索方法 (2 回実施、いずれも同内容)
講 師	・ Ms. Suranut (MSI 社) ・ Mr. Thaweechai (FUJITSU SYSTEMS BUSINESS THAILAND 社) ・ Mr. Thaweesak (Excel Link 社)
参加者数	・ 10 名

(5) システムサポートの常駐

WTO-ISS の利用を促進するとともに、DTN 内において適切に運用・維持・管理されるようになるため、システム管理者及び利用者への質問対応、システム運用サポートのため、サポート担当者が以下の期間毎日 9:00～16:30 の間、常駐した。

- ・ 2002 年 9 月 6 日～10 月 18 日
- ・ 2002 年 11 月 4 日～12 月 30 日

上記期間以降、2003 年末までシステムサポートを実施するとともに、サポート担当者が週 2 回 DTN に常駐する予定である。また、2003 年中に予定されている DTN の移転もサポートする予定である。

(6) システム拡張のための方向性

これまでに実施した研修等支援活動を通じて、今後 DTN が独自にシステムを維持、管理、拡張していくための基礎を築くことができた。ネットワーク環境等状況の変化に応じて、今後 DTN 自らがシステムの拡張を行うことができると考えられる。システム拡張の具体的な方向性については、「Ⅲ. 評価と提言 2. 各分野に関する評価と提言 2.1 WTO 協定実施にかかる組織体制の強化《コンポーネント 1》」に記載する。

2.2 GATS の実施能力向上支援 《コンポーネント 2》

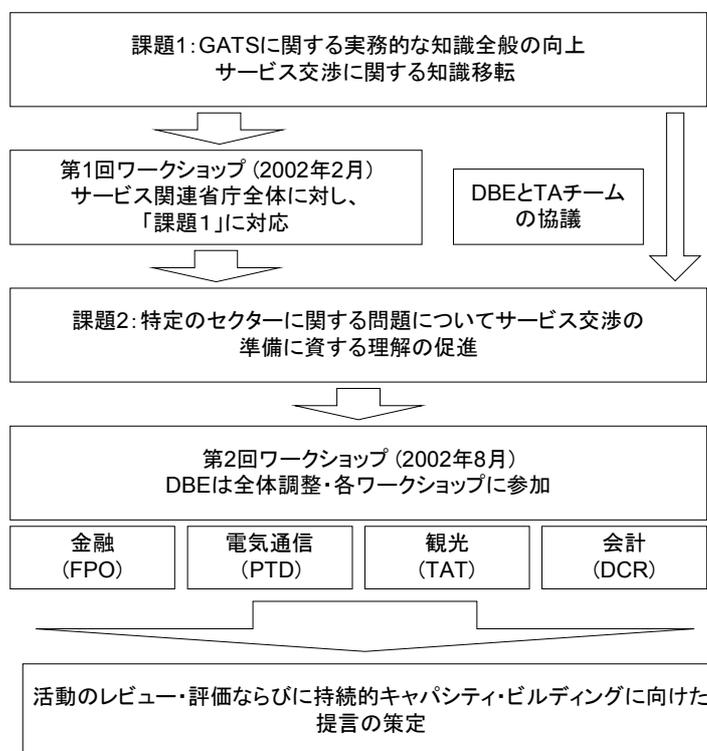
2.2.1 支援活動内容の構築

本案件においては、I.3.3.3 におけるニーズを念頭におきつつ、タイ政府と協議のうえプライオリティを明らかにし、技術移転を含む実際の支援内容を確定した。

支援実施にあたっては、タイ政府との数次に渡る協議及び第1回ワークショップの終了時を通じ、GATS に関する以下の論点のうち重要度の高いもの特定のうえ、ワークショップのアジェンダに織り込み、実務的な知識の向上を目指した。

具体的には、まず GATS 協定に関する履行状況と課題を抽出するために、DBE (現 DTN*) ならびに関係各省の業務の現状や GATS に対する理解度、GATS に関連するサービス分野の主要国内法等に関する調査を行った。そのうえで、関係省庁の担当官レベルに対するワークショップ (第1回) を開催し、GATS に関する一般的知識の向上を目指した。さらに、調査及びワークショップを通じて明らかになった分野横断的・分野毎の課題に関し、イシュー・分野の専門家を交えてのワークショップ (第2回) を開催し、分野に特化した、より専門的な知識の移転を行った。

図表 II -2-12 支援活動の構成



* ワークショップに関する記述では、ワークショップ開催時点での名称 (DBE) を使用する。

2.2.2 第1回ワークショップ

(1) 目的とアジェンダの設定

第1回ワークショップでは、DBEとの協議の結果、先方の一義的なニーズである、「政府部内においてGATSに対する一般的な理解の裾野の拡大、GATSに関わる多くの省庁の担当官の知識レベルの向上」に対応することとした。具体的には、今後、DBEがサービス関係省庁を取りまとめ、サービス交渉に対応していく際、独自に行っている省庁間調整会合を通じての知識移転・情報共有を補完するために、我が国及びタイ行政官・学識経験者、WTO事務局経験者により、過去の分野別交渉の経験を活用しながらGATSの重要規定の内容、約束表の読解方法、交渉への対応を検討する際に必要な実務的知識を広く共有化することとした。ワークショップのアジェンダ設定、講師選択にあたっては、以下の点に留意した。

- ・ DBEが独自に行っている省庁間調整会合やセミナー等では対応できない課題（WTO事務局経験者からのアドバイス、日本の行政官の経験の共有化、日本の学識経験者によるGATSの意義の提示等）に対応する
- ・ タイ政府部内の交渉経験者から教訓の共有化に寄与する
- ・ DBEによる交渉対応取りまとめの円滑化に寄与する実務的知識（交渉の現状、約束表の読解方法、リクエスト・アンド・オファー交渉の仕組み等）をサービス関係省庁の行政官に移転する
- ・ サービス分野の産業の実態について経済統計を用いて紹介し、サービス分野の重要性を再確認するとともに、産業政策とGATSの関係の深さを説明する
- ・ 今後役立つGATS分野のWTO文書のハードコピーを提供し、ワークショップ中に紹介する

(2) ワークショップの実施

- ・ 日程：2002年2月20～22日（3日間）
- ・ 場所：バンコク市内ル・ロイヤル・メリディアン・ホテル (Concorde Ball Room 5+6)
- ・ 目的：GATS協定の実施に関する理解向上
- ・ 参加者：サービス関連政府機関より約100名
- ・ 言語：英語（一部、タイ語による補足説明）
- ・ 司会：商務省事業経済局（DBE）多角的交渉部通商担当官 Ms. Kanita Kungsawanich
- ・ モデレーター／マスター・オブ・コンフェレンス：在ジュネーブタイ政府 WTO 代表部参事官（GATS 担当） Ms. Pimchanok Vonkhorporn

(a) ワークショップ参加者概要および人数

- ・ 主要カウンターパートである商務省事業経済局（DBE）より、Boontipa 局長（開会挨拶）、Pasit 局長補兼上級専門家（スピーカー）、Wiboonlasana 多角的貿易交渉課長（閉会挨拶）を含む10名程度出席。また、在ジュネーブタイ WTO 代表部 Pinchanok 参事官（スピーカー、モデレーター兼 DBE 側責任者）を招聘した。
- ・ 通信関係では、運輸通信省郵便通信局 Chirapa 次長（スピーカー）、タイ通信公社（CAT）、タイ電話公社（TOT）より計8名出席。
- ・ 金融サービス関係では、Pongpanu 上級専門家（スピーカー）を含む財務省金融政策局、中央銀行、商務省証券局、タイ証券取引所より計11名出席。
- ・ その他、分野横断的サービス取引に関連する商務省事業登録局、首相府、労働社会福祉省、ならびに交通、教育、健康、環境等、分野別サービス貿易に関連する各省庁より若干名ずつ、106名の出席を得た（タイ側スピーカーを含む）。

(b) ワークショップにおける主な議論

- ・ セッション1「GATSの重要性と基本（1）」

小寺東京大学教授より、「『掲示板』としてのサービス貿易一般協定—発展途上国におけるサービス貿易自由化の重要性」と題する講演により、GATSの特質を説明し、発展途上国による活用を慫慂した。続き、タイ開発調査研究所 Deunden 博士より、タイにおけるサービス産業の現状と重要性により経済的な視点からの講演を行った。さらに、ハートリッジ前 WTO 事務局長顧問・サービス貿易部長より、GATS 発効から今日に至るまでの成果と課題について講演を行った。それぞれの講演についてフロアから質問があり、所轄セクターの規制状況に一貫性がない場合の約束の方法等について議論があった。
- ・ セッション2「GATSの重要性と基本（2）」

外務省国際機関第一課サービス貿易室彦田補佐より、外務省およびサービス貿易室の GATS 交渉における機能の説明に続き、GATS の基本的な協定の義務と構造について、ワークショップの残るセッションのベースとなる講演を行った。
- ・ セッション3「これまでの GATS 交渉—基本電気通信交渉を素材に」

パネルディスカッション形式で、今後の分野別自由化交渉の参考に供すべく、基本電気通信交渉の経緯と成果を振り返った。TA コンサルタント国松からの本パネルを通じ、各分野別交渉の参考とされたいとの導入に続き、総務省総合通信基盤局国際経済課安東通商経済係長より、基本電気通信交渉の開始から妥結までの経緯とその間の議論につき詳細な報告があった。タイ運輸通信省郵便通信局 Chirapa 次長より、基本電気通信交渉によって、タイの国内法をどのように改正したか、また、これに至るまでのタイ政府部内における議論や政治レベルでの決定についての説明があった。ハートリッジ氏より、参照ペーパーを巡る議論と意味を中心とする説明があった。
- ・ セッション4「タイ及び主要国の約束表（1）」

TA コンサルタント小田より、約束表の基本的な記載方法、タイを中心とする約束表の現状について説明するとともに、タイに対して約束表を発展されるうえで念頭に置く別事項についての提案を行った。続き、ハートリッジより、約束表の基本的な要素について技術的な説明を行った。

説明に続き、フロアから、交渉力の相違や対外投資における各国の競争力の相違を乗り越えて GATS によって貿易自由化を行っていくことの意義などについて、真摯な質問が提起された。
- ・ セッション5「タイ及び主要各国の約束表（2）」

タイ側および日本側が、それぞれ約束表の現状およびその背後にある国内法について説明を行った。

分野横断的約束については、日本の約束状況について外務省彦田補佐が、タイの約

束状況について、商務省事業経済局 Pasit 局長補が説明した。

分野別約束に関しては、まず、通信分野を安東係長、Chirapa 次長が、交渉による約束内容の変更を中心に、国内法について言及しつつ説明した。金融分野については、タイ財務省金融政策局 Pongpanu 上級専門家より、金融交渉の経緯も含めて詳細な説明を行い、続き、TA コンサルタント国松より、金融交渉後の日本の約束表の改訂状況を概説した。

現状の約束表については、外務省彦田課長補佐より、中国が先ごろ提出した約束表の紹介を、タイ WTO 代表部 Pimchanok 参事官より、分野別約束の金融、通信を除く部分について説明があった。

さらに、ハートリッジ氏より、GATS に係る「自己評価」ペーパーをフロアからの反応に基づきながら進めるセッションを設けた。

- ・ セッション 6 「今次サービス交渉について」

冒頭、ハートリッジ氏より、現在のサービス貿易交渉の枠組みと概要について説明があったのに続き、経済省通商機構部渡邊参事官補より、自主的自由化を含む分野横断的課題ならびに出席者の所轄セクターを中心とした分野別議論の現状について講演があった。また、タイ WTO 代表部 Pimchanok 参事官より、サービス交渉と他の交渉のリンケージの概説、サービス関係省庁に対して産業政策の一環としてサービス貿易自由化を考えるべきとの懸念、他国からのリクエストへの対応だけではなく、タイから他国に対するリクエストを検討することの重要性、産業界への意識喚起の必要性等が強調された。

フロアからは、所轄サービスセクターに係る議論の方向性や、GATS への対応の検討方法等について多数の質問が提起された。

第1回 GATS ワークショップ・プログラム概要（敬称略）

【第1日－2月20日（水）】09:00－16:30	
セッション1「GATSの重要性と基本（1）」	
・『掲示板』としてのGATS－発展途上国におけるサービス貿易自由化の重要性	東京大学教授 小寺 彰
・タイ経済/産業におけるサービス産業の現状とGATS	タイ開発調査研究所 Dr. Deunden Nikomborirak
・「発効から7年のGATS－基本理念と進展」	前WTO事務局長顧問・元サービス貿易部長 Mr. David Hartridge
セッション2「GATSの重要性と基本（2）」	
・GATSの規定内容と構造	外務省国際機関第一課サービス貿易室 彦田尚彦
セッション3 パネルディスカッション 「これまでのGATS交渉－基本電気通信交渉を素材に」	
・ 総務省総合通信基盤局国際経済課通商経済係長 安東高德	
・ タイ運輸通信省郵便通信局次長 Ms. Chirapa Chitraswang	
・ Mr. David Hartridge	
・ TA チーム 国松麻季	
・ タイWTO代表部 Ms. Pinchanok Vonkhorporn	
【第2日－2月21日（木）】09:30－17:00	
セッション4「タイ及び主要各国の約束表（1）」	
・ タイの約束表の現状概観-日本等の約束表との比較	TA チーム 小田正規
・ 約束表のエレメントと読み方	Mr. David Hartridge
セッション5「タイ及び主要各国の約束表（2）」	
・ 各分野に共通する約束 (背景にある国内法と約束表への反映状況－タイ・日本を素材に)	外務省 彦田、タイ商務省 DBE Mr. Pasit Poomchusri
・ 分野別約束	
①分野別交渉を経た約束表の改訂（タイ・日本を素材に）	
通信分野 総務省 安東、タイ運輸通信 Ms. Chirapa	
金融分野 タイ財務省金融政策局シニアエキスパート Mr. Pongpanu Svetarundra、	
TA チーム 国松	
②現行の分野別約束状況（タイ及び中国を素材に）	外務省 彦田、タイWTO代表部 Pimchanok
・ ワーキングセッション（自己評価） Mr. David Hartridge	
【第3日－2月22日（金）】	
セッション6「今次サービス交渉について」	
・ 今次サービス交渉の概観	Mr. David Hartridge
・ 分野横断的課題（自主的自由化、MFN例外、国内規制に関する規律）および分野別課題（各国提案の概況）	経済省通商機構部参事官補佐 渡邊伸太郎
・ 今次サービス交渉について	タイ政府WTO代表部参事官 Ms. Pimchanok

(3) ワークショップの結果と今後の課題

36 名よりアンケート調査票を回収した。ワークショップに対する満足度は概ね高く、9割が「とても満足」または「概ね満足」と回答している。とりわけ、パネルとして取り上げた通信関係の参加者からはきわめて高い評価を得た。

今後のワークショップにおいては、「サービス交渉のアップデート」、「セクターに特化した交渉」を希望する向きが多かった。

2.2.3 第2回ワークショップ

(1) 目的とテーマの設定

第1回ワークショップの質疑応答や内容、アンケート結果およびDBEとの協議に基づき、第2回ワークショップにおいてはGATSに関する課題をタイ政府が自覚し、ニーズが高い分野を個別に取り上げることとした。分野の選定と分野毎のカウンターパートの特定はDBEが行ったが、それぞれ異なる課題を抱えているため、事前現地調査及び日本からの連絡を通じDBE並びに各カウンターパートの個別の協議を行い、ニーズを特定すると共にアジェンダの設定を行った。また、協議の過程でTA コンサルタント・チームよりGATS交渉の現状やGATSの規定振り、他国の約束状況等について知識移転を行った。

DBEによりワークショップの対象とするよう要望があった分野とカウンターパートは以下のとおりである。

- ・ 金融サービス分野 財務省財務政策局
- ・ 観光サービス分野 タイ観光局
- ・ 通信サービス分野 運輸通信省郵便通信局
- ・ 会計サービス分野 商務省事業登録局

(a) 金融サービス分野

財務省財務政策局は、1996年から1997年に行われたWTO金融サービス交渉を含む国際的な金融自由化についての動きへの対応を協議すべく、中央銀行、商務省証券局、証券管理委員会および主要民間金融団体(銀行協会、金融企業協会、証券企業協会および投資マネジメント企業協会、一般保険業協会、生命保険業協会)の担当者から成る調整グループを組織しており、同分野での国際的な動きに関して情報共有等を進めており、WTO/GATSの一般的な知識移転は既に行っている。逼近の課題は、進行中のサービス交渉の中で各国からタイに対して提出されたイニシャル・リクエストへの対応であり、特定の以下の疑問点を解消することであった。

- ・ 金融サービス分野の分類（他国より、タイの約束表の分類を WTO 事務局による分類と整合化させるべきとの指摘あり）
- ・ 電子商取引と越境取引（サービス貿易のモード1）、海外消費（同モード2）との関係の整理
- ・ 国内法に関わる外資出資比率規制や外国人従業員への数量規制への対応
- ・ 先の分野別交渉への対応に苦慮するなか今次交渉で自由化を迫られ、如何に交渉への準備を進めるべきか
- ・ 途上国にとって今次交渉から利益を得る方策があるか

そこで、上記のニーズに対応すべく、ワークショップの講師であるデービッド・ハートリッジ氏（ホワイトケースインターナショナル シニアダイレクター、前 WTO サービス貿易部長）に諮問し、GATS 規定上、加盟国は自国の自由化約束を決める「権利」を有するとの点を強調しつつ、技術的な知識移転を行うこととした。また、財務政策局との協議の結果、今後の調整グループ運営に資するべく、ワークショップの対象者を調整グループメンバーとした。

(b) 観光サービス分野

- ・ タイ観光当局（TAT : Tourism Authority of Thailand）は、3名の担当者が WTO/GATS はもとより ASEAN、APEC の観光サービス対応を担当しているが、同担当者は TAT 内部及び産業界の GATS に対する理解と関心を独力で高めることに困難を感じており、広く民間観光業界に対して WTO/GATS の重要性の周知を図る場としてワークショップを活用したいとの意向を有していることが明らかになった。GATS 交渉のテクニカルな面ではなく、GATS の自由化を通じて産業界にどのような影響をもたらされるか、産業界は GATS 交渉にあたり政府にいかなるインプットをすべきかといった点に関心が高い。そこで、出席者を約 20 名の観光関連の産業団体代表者及び TAT より 5、6 名とし、また、ワークショップの数日前、TAT は独自に DBE より担当官を招き、TAT 内のハイレベルを含む関係部局の参加のもと説明会を開催した。

(c) 電気通信サービス分野

- ・ 郵便通信局（PTD : Post and Telegraph Department）は、TA コンサルタント・チームより示した「民間への情報浸透を目的とする」、「政府担当者の技術的な知識の向上を目的とする」、との二つの選択肢に対し、今次ワークショップについては前者を趣旨とし、今後の交渉対応に際しての関係者の連携の足がかりとすることとした。さらに、PTD 側は当日、先の交渉の経験を有するチラパ DDG（2月のワークショ

ップにおいてもスピーカーとして参加)より、若手行政官や産業界に対し、現状と課題を伝える場としても活用することとした。

(d) 会計サービス分野

- ・ 商務省事業登録局 (DCR: Department of Commercial Registration) より、会計分野に関しては、GATS に関する認識が関係者への周知が円滑に進捗しないことを課題としていた。そこで、DCR 内部、DBE、歳入局、認可会計士・監査士機関、中央銀行、証券管理委員会、教育機関および民間企業に参加を求め、ワークショップでは、WTO における会計サービス分野のこれまでの成果、自由化にむけた規制当局の役割、交渉の現状等の情報共有を主眼とすることとした。なお、DCR は既にワークショップに DG、DDG の参加を得るなど、ハイレベルのインボルブメントによって GATS 対応への重要性を内外に周知させることを意図していた。

(2) ワークショップの実施

(a) 金融サービス分野に関するワークショップ

- ・ 大蔵省金融政策局 (FPO : Fiscal Policy Office)、中央銀行、保険局、証券管理委員会、主要民間金融団体(銀行協会、金融企業協会、証券企業協会および投資マネジメント企業協会、一般保険業協会、生命保険業協会)より 22 名の出席者を得た。なお、出席者は FPO が組織する「金融自由化調整委員会」のメンバーであり、GATS 及び国際的な金融自由化の議論に関する基本的な知識を有していた。
- ・ TA コンサルタント・チーム GATS 担当国松の開会及び本プログラムの趣旨説明に続き、デービッド・ハートリッジ ホワイト・ケース・インターナショナル シニア・ディレクター (元 WTO 事務局長顧問、サービス貿易部長) より、WTO における金融分野自由化の経緯、政治的・経済的背景、金融分野の特殊性 (とりわけ、国内金融市場の信用秩序維持規制の観点から)、本交渉の焦点等に関し、FPO より事前提供を受けた質問事項に言及しつつ説明を行った。
- ・ FPO の Ms. Ketsuda Supradit, Chief of International Monetary Policy Direction、DBE の Ms. Chutima Bunyapraphasara, DDG をはじめ、SEC 等の参加者から多くの質問が提起されるとともに、DBE の Kanita サービス担当官および Ketsuda 氏より補足説明がなされるなど、活発なやりとりがなされた。質問は、今後の金融サービス分野の交渉に際してタイ国内で検討すべき事項、各国リクエストへの対処方法等、交渉に関係する点が多く、これに対し、Chutima 氏より、サービス調整機関としてジュネーブでの交渉に当たるに際し金融セクターからのインプットを参照するなど、DBE 及び FPO は今次ワークショップの活用に積極的な姿勢で臨んだ。

(b) 観光サービス分野に関するワークショップ

- ・ タイ観光当局（TAT）より 5 名、DBE より 3 名、および 18 の民間観光団体より各 1 名、計 26 名の出席者を得た。TAT は、今次ワークショップを国内関係者に対する WTO/GATS に関する周知の場として活用すべく、20 日午前、独自に準備会合を開催した。
- ・ TA コンサルタント・チーム団長田中の開会及び本プログラム趣旨説明に続き、TAT の Mr. Auggaphol Brickshawana, Director, Planning Department が開会挨拶を行った。さらに、TAT の Ms. Walailak Noypayak, Assistant Director, Research and Statistics Division より、タイの観光分野の約束内容及び関係する国内法、タイが直面する WTO および APEC、ASEAN の場での課題に関して説明を行った
- ・ ハートリッジ氏より、TAT より事前聴取した関心事項に基づき、観光分野の特徴、観光分野と航空、金融等他のサービス分野との関係、他国の交渉提案等に関して説明を行った。その中で、とりわけ航空分野の競争促進が観光促進の重要課題のひとつであり、観光と関連サービス分野をひとまとまりとして自由化を約束すべしとのラ米諸国による「観光附属書提案」に留意する必要がある点を強調した。
- ・ DBE からの参加者の質問を受け、ハートリッジ氏より各国の約束表に基づき各国が課する外国企業に対する制限の説明を行った。さらに、観光自由化と環境保護の関係、WTO と世界観光機構（World Tourism Organization）の関係等につき TAT や産業界の参加者から質問が呈された。

(c) 電気通信サービス分野に関するワークショップ

- ・ 郵便通信局（PTD）、DBE および民間通信企業より 26 名程度の出席者を得た。
- ・ 中井信也 JICA タイ事務所長による開会挨拶の後、PTD 次長 Ms. Chirapa Chitraswang より、開会挨拶とともに先の基本電気通信交渉と、これを受けて加速化されたタイ国内における通信法の改正や自由化の促進、現状の課題等に関するプレゼンテーションがあった。
- ・ TA コンサルタント・チーム田中団長の開会及び本プログラム趣旨説明に続き、ハートリッジ氏より金融分野のインフラサービスとしての重要性、先般の基本電気通信交渉において最も重要なイシューのひとつとなった競争促進的規律（「参照ペーパー」）、今次交渉における各国提案の内容及びタイが準備しておく各国リクエストへの対応等について説明を行った。
- ・ DBE の Chutima 氏、Kanita 氏からは、それぞれタイの現行約束表や参照ペーパーに関する質問や各国提案に関する洞察などの発言があった。また、通信企業からの参加者より、米国通信企業の破綻と GATS の関連性、国際精算料金に関する考え方について質問が呈された。

- ・ さらに、参加者からの提起があり、ハートリッジ氏より電子商取引に関する説明を行った。

(d) 会計サービス分野に関するワークショップ

- ・ DCR、DBE、歳入局、認可会計士・監査士機関、中央銀行、証券管理委員会、教育機関および民間企業より 30 名程度の出席者を得た。
- ・ 冒頭、DCR 局長 Ms.Orajit Singkalavanich からの挨拶に続き、TA コンサルタント・チーム団長田中より本プロジェクトの概要に関する説明を行った。
- ・ ハートリッジより、GATS の下策定された会計サービスの国内規制に関する規律および相互承認ガイドライン等、会計サービス分野に特化した説明、今次交渉の現状とタイ政府の課題について説明を行った。
- ・ フロアからは、他国の会計サービス分野の内容や会計士分野の国内規律の一部である言語要件の GATS 上の扱い、タイ商法と GATS の関連性などにつき質問が呈された。

＊開催場所はいずれも Grand Pacific Hotel 8 階 “Stateroom III”

以上のワークショップの実施状況を整理すると以下のとおり。

図表 II-2-13 第 2 回 GATS ワークショップ概要

分野・日時 カウンターパート代表者	出席機関	主要テーマ等
<p>8月21日(水) 13:30～16:30 Ms. Ketsuda Supradit Chief International Monetary Policy Division, FPO</p>	<p>FPO、中央銀行、保険局、証券管理委員会、主要民間金融団体(銀行協会、金融企業協会、証券企業協会および投資マネジメント企業協会、一般保険業協会、生命保険業協会)より 30 名程度</p>	<p>金融サービスセクターの分類、電子商取引、タイ政府へのリクエスト、GATS ルールおよび今次交渉への対応等につき詳細な質問を文書で入手。 出席者の GATS 一般への知識レベルは高い。</p>
<p>観光サービス分野 8月22日(木) 9:00～12:00 Mr. Auggaphol Brickshawana Director Planning Department, TAT</p>	<p>TAT より 5～6 名および 19 の民間観光団体より各 1 名、計 25 名程度</p>	<p>サービス交渉の現状、自由化と産業競争力の関係等につき、広く観光産業界の理解を促進することが主眼。 ワークショップの 2 日前、TAT が DBE の協力を得て、同じ出席者に対し独自に説明会を開催。</p>
<p>通信サービス分野 8月22日(木) 13:30～16:30 Ms. Chirapa Chitraswang Deputy Director, PTD</p>	<p>PTD、TAT、CAT および民間通信企業より 30 名程度</p>	<p>交渉の現状、タイ当局の経験と課題 (Ms. Chirapa からもプレゼン) 等について扱う。 2001 年 5 月、USAID は GATS 通信分野に係るセミナーを提供。その際に GATS の基礎については既に扱っている。</p>
<p>会計サービス分野 8月23日(金) 9:00～12:00 Ms. Orajit Singkalavanich Director General, DCR (Ms. Wisitsee chintana, DDG も出席)</p>	<p>DCR、DBE、歳入局、認可会計士・監査士機関、中央銀行、証券管理委員会、教育機関および民間企業より 30 名程度</p>	<p>WTO における会計サービス分野のこれまでの成果、自由化にむけた規制当局の役割、交渉の現状等の情報共有を主眼とすることとした。</p>

2.3 AD/CVD 協定の実施能力向上支援《コンポーネント 3》

本コンポーネントでは、2 種類のワークショップを実施した。一つは政府担当官の能力向上を目的としたものであり、いま一つは、AD/CVD 措置に対応するための官民協力体制の向上を目的としたものである。

2.3.1 ワークショップ 1 の内容

(1) ワークショップ 1 の目的

ワークショップ 1 は、AD/CVD 担当政府職員の主として技術的な側面における協定実施能力の向上を目的とした。具体的には、AD 措置における類似製品の認定やダンピング価格の算定方法、損害評価やダンピングとの因果関係の特定、また、CVD 措置における補助金額の算定方法等について、演習やケース・スタディを交えながら知識向上を図ることである。本ワークショップでは、また、こうした技術的側面に加えて、AD のルール面における問題点やわが国の経験、AD が DS に持ち込まれたケースの問題点、さらに、タイ自身の経験について議論を行うことにより、日タイ両国での「経験の共有」も狙いとした。

(2) ワークショップ概要

ワークショップ 1 は 2002 年 2 月 18 日から 20 日にかけて、バンコク市内の Royal Meridien ホテルにて実施された。講師を務める各スピーカー、DFT 及び日本政府との協議の結果、プログラムは「(3) ワークショップ・プログラム」のとおり設定され、実施された。

期間中、延べ 42 名がワークショップに参加した。内訳は、商業省（DFT、DTN、関税局及び国内通商局）より 36 名、産業省産業経済局（OIE : Office of Industrial Economics）より 3 名、国立開発行政研究院（NIDA: National Institute of Development Administration）より 1 名、そして TDRI より 2 名である。

ワークショップの概要は以下のとおりである。

第 1 日目 (2 月 18 日 (月))

セッション 1 「AD/CVD 措置における注目すべきイシュー」

松下満雄・前 WTO 上級委員より、「AD 協定と紛争解決における問題点」において AD 協定の履行にかかる原理的な問題点について講義の後、宮崎修二・経済産業省参事官より、「AD/CVD 措置における問題点」「今次 WTO ラウンドにおける AD/CVD に係る論点と日本の姿勢」において近年の AD 発動傾向、日本政府の AD 規律強化に向けた姿勢を説明。その後、Bronckers 弁護士、McNelis 弁護士を加え、主に講師間におい

て、ドーハ宣言第 28 条の解釈、AD 協定と競争政策の関係等をめぐって活発な議論が行われた。

セッション 2 「AD 措置の実務 (1)」

ブリッセルの法律事務所 Sttibe 所属の Bronckers 弁護士、McNelis 弁護士の両名により、AD 措置の実務 (AD のコンセプト、手続、類似製品の特定、ダンピング・マージンの計算方法、損害認定、因果関係の特定) について、参加者との対話を交えつつ、講義が行われた。参加者からは、主に損害認定の方法や手続に関して積極的な質疑が行われたほか、松下教授からも条約解釈に関わる問題について両弁護士に質問が投げかけられ、両者の間で議論が行われた。

第 2 日目 (2 月 19 日 (火))

セッション 3 「AD 措置対応および DS の実務 (1)」

宮崎参事官より、「熱延鋼板」ケースにおける日本の対応」について概略説明が行われ、松下教授、McNelis 弁護士との間で、紛争解決における手続の問題 (facts available) や上級委員会による勧告の効力をめぐって質疑・議論が行われた。次に、松下教授より「上級委員会における AD ケースに関する論点」として、主に「EU ベッド・リネン」の事例を取り上げつつ、主にダンピング・マージン計算におけるゼロイングの問題について解説がなされた。これに対して、参加者からは、同ケースにおける損害認定の問題、上級委員会勧告への対応等をめぐって質疑が行われた。

セッション 4 「AD 措置対応および DS の実務 (1)」

Mr. Sutirak Issadisai, director of Bureau of Trade Interests and Remedies, DFT より、「タイにおける AD 調査の経験」と題して、外国からの AD 調査への対応の経験について事例の紹介がなされ、事例毎に WTO 提訴の可能性について講師との間で議論が行われた。ここでは、WTO 協定発行以前の事例についての遡及的な提訴の可能性、ノーマル・プライスの設定、類似製品の認定等が議論の焦点となり、フロア参加者も交えて、予定時間を延長して議論が行われた。その後、宮崎参事官と松下教授により、パネルおよび上級委員会への提訴手続、上級委員会における審査の具体的方法について説明が行われ、Bronckers 弁護士、McNelis 弁護士および参加者から、途上国にとっての紛争解決手続の困難さや勧告履行の問題点、日本の熱延鋼板事例の政治的背景等について、質疑や指摘が行われた。

第3日目 (2月20日 (水))

セッション5「CVD措置の実務(1)」

Bronckers・McNelis 両弁護士により、第1日目の「セッション2」に引き続いて、AD措置の実務(ダンピング認定、ノーマル・プライスの算出方法、ダンピング・マージンの計算方法)について、主に演習問題を用いながら講義が行われた。

セッション6「AD/CVD措置の実務(2)」

午前中の講義に引き続き、CVD措置の実務(CVD措置の対象となる補助金の種類、補助金額の計算方法)およびAD/CVDの賦課方法について、同様に演習問題を用いながら講義が行われた。最後に、WTO協定では規定されていない public interest および lesser duty rule についての主要国の取組み、審査基準問題、競争法との関係について両講師より指摘がなされ、参加者との間で情報・意見交換がなされた。

(3) ワークショップ・プログラム

【第1日-2月18日(月)】 09:10-17:30

セッション1「AD/CVD措置における注目すべきイシュー」

- ・AD協定と紛争解決における問題点
松下満雄・前WTO上級委員/成蹊大学教授
- ・AD/CVD措置における問題点
宮崎修二 経済産業省通商政策局通商機構部参事官(関税、AD、補助金担当)
 - (1)AD措置における最近の傾向
 - (2)今次WTOラウンドにおけるAD/CVDに係る論点と日本の姿勢
- ・質疑応答 / ディスカッション

セッション2「AD措置の実務(1)」

- Mr. Marco Bronckers and Ms. Natalie McNelis, Stibbe
- (1)ダンピング調査の手続き/類似製品/ダンピング価格の算定
 - (2)損害評価 / 因果関係

【第2日 - 2月19日 (火)】 09:30-17:30

セッション3 「AD 措置対応および DS の実務 (1)」

- ・「熱延鋼板」ケースにおける日本の対応
- ・上級委員会における AD ケースに関する論点
- ・質疑応答 / ディスカッション

宮崎修二 経済産業省参事官
松下満雄・前 WTO 上級委員

セッション4 「AD 措置対応および DS の実務 (2)」

- ・タイにおける AD 調査の経験
- ・質疑応答 / ディスカッション
- ・DSU における紛争解決のルールと手続
- ・質疑応答 / ディスカッション

Mr. Sutirak Issadisai, Director, Bureau of Trade Interests and Remedies, DFT

宮崎参事官、松下教授

【第3日 - 2月20日 (水)】 09:30-17:00

セッション5 「CVD 措置の実務 (1)」

Mr. Marco Bronckers and Ms. Natalie McNelis, Stibbe

- ・各種補助金の解釈/補助金額の算定/関税の賦課と約束 等

セッション6 「AD/CVD 措置の実務 (2)」

Mr. Marco Bronckers and Ms. Natalie McNelis, Stibbe

- ・ケース・スタディ (質疑応答/ ディスカッションを含む)

2.3.2 ワークショップ2の内容

(1) ワークショップ2の目的

DFT を中心とする AD/CVD 担当政府部局では、産業界に対する AD/CVD 協定関連情報の提供、政府の新ラウンド交渉への取組み状況の紹介等の活動を行っているものの、前述のとおり、産業界側の認識に立つ限り、その関心・ニーズに十分には応えきれていない。そこで、本ワークショップでは、DFT 職員の産業界への対応・指導能力の向上を図り、併せて AD/CVD 協定履行のためのタイ官民間の良好な体制作りに向けた「対話」を促進することを目的とした。具体的には、日本の産業界の AD 対応事例を取り上げ、民間企業の対応、これを受けての日本政府の対応 (新ラウンドにおける AD ルール改善の取組み)、官民の連携の経験を紹介し、タイ側官民が双方の立場・取るべき対応を理解することにより連携体制の構築を促進する。

(2) ワークショップ概要

ワークショップ2は2002年8月20、21日の両日、バンコク市内の国連会議センターにおいて行われた。講師を務める各スピーカー、DFT 及び日本政府との協議の結果、プログ

ラムは「(3) ワークショップ・プログラム」のとおり設定され、実施された。

期間中、延べ40名がワークショップに参加した。参加者内訳はDFT、DBE、DIT、OIE、関税局、NIDA、タイ産業連盟 (Federation of Thai Industries: FTI)、及び民間法律事務所である。

ワークショップの概要は以下のとおりである。

第1日目 (8月20日 (火))

セッション1「貿易救済措置への産業界の取組み」

松本健・公正貿易センター特別顧問、Apisith John Sutham 弁護士 (PricewaterhouseCoopers) から、日本及びタイ産業界のADへの対応の概要が各々紹介された。松本顧問は日本の官民協力における顕著な成果としての公正貿易センターの役割に焦点を当てて紹介し、他方、Sutham 弁護士は、タイ産業界のこれまでのAD経験を包括的に紹介しつつ、同国における官民協力の重要性と、現地法律家のこれへの参加促進の必要性を指摘した。参加者からは、公正貿易センター設立の背景、質問票における言語の問題、EU・米国のAD発動における重点項目の相違等について質問やコメントが寄せられた。

セッション2「日本産業界のAD発動への対応経験」

わが国鉄鋼・電機産業界を各々代表する有識者である佐久間総一郎氏 (新日鐵)、菊池武篤氏 (三菱電機) より、日本の鉄鋼、電機電子産業におけるAD対応経験が紹介された。佐久間氏は、鉄鋼ADにおける構造的な要因と、そこから得られるべき教訓について詳述し、菊池氏は、自社の経験したAD事例を時系列的に紹介し、続いて個別の論点について説明を行った。佐久間氏に対しては、政府との協力方法、政治的解決の問題点、鉄鋼産業界における固有の問題点等について、また菊池氏に対しては、Price Undertaking や Suspension Agreement のメリットとデメリット、Rules of Origin 等について多くの質問が寄せられた。

第2日目 (8月21日 (水))

セッション3「WTOドーハ・ラウンドにおけるADイシュー」

岩瀬恵一・経済産業省参事官補佐より、ドーハ開発ラウンドAD交渉における日本の取組みについて説明が行われた。これに対して、参加者や他のスピーカーからは、「ADフレンズ」構成メンバーや同フレンズ・グループが提示した改善項目とDSB判決の関係、量的基準導入の可能性、今後の見通し等について質問やコメントが寄せられた。

セッション4「パネル・ディスカッション：ADの規律強化とよりよい実施に向けて」

本セッションでは、タイ側より FTI 加盟企業の代表者（電機電子、繊維、石油化学、食品加工、鉄鋼）および弁護士をパネリストに招き、日本側スピーカーとの間でパネル・ディスカッションを行った。タイ側パネリストから各業界における AD 対応の問題点について報告がなされた後、日タイ両パネリスト及びタイ政府担当官の間で、主にタイにおける官民協力の可能性や問題点について活発な議論が行われた。タイ側パネリストからは、政府当局の企業に対する積極的な支援の不足や、企業自身の AD 調査に関する知識や意識の欠如、企業間での協力や情報交換の欠如が指摘され、他方、日本側パネリストからは、わが国における政府と民間の役割を再度説明するとともに、わが国においてもこうした官民協力はここ 20 年程の間に確立された点を指摘し、タイにおいてもそれは可能であろうことが示唆された。

(3) ワークショップ・プログラム

【第1日－8月20日（火）】 09：00－17：00

セッション1「貿易救済措置への産業界の取組み」

- ・日本産業界の取組み 松本 健 公正貿易センター特別顧問
- ・タイ産業界の取組み
Mr. Apisith John Sutham, Counsel, Price WaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd.
- ・質疑応答 / ディスカッション

セッション2「日本産業界のAD発動への対応経験」

- ・鉄鋼産業（質疑応答 / ディスカッションを含む）
佐久間 総一郎 新日本製鐵株式会社 総務部 国際法規グループリーダー
- ・電機産業（質疑応答 / ディスカッションを含む）
菊池 武篤 三菱電機株式会社 国際部事業支援グループ専任

【第2日－8月21日（水）】 10：00－16：30

セッション3「WTOドーハ・ラウンドにおけるAD 이슈ー」

WTOドーハ・ラウンドにおけるAD交渉（質疑応答 / ディスカッションを含む）

- ・スピーカー：岩瀬恵一 経済産業省通商政策局通商機構部参事官補佐

セッション4 パネル・ディスカッション「ADの規律強化とより良い実施に向けて」

- ・パネリスト
タイ： Mr. Sopon Wichitrakorn (Chairman of Thai Synthetic Fiber Manufacturer's Association), Ms. Anurat Tiatmtan (Chairman of Thai Processed Food Association), Mr. Prasit Chansitthichok (Thai Petrochemical Industry Pcl.), Mr. Korrakod Padungjit (Sahaviriya Steel Group Co., ltd.), Mr. Pornprom Karnchanachari (Partner Director, Legal Advisory Council Ltd.), Ms. Sutaruk Praipruksaluk (Legal Consultant, Baker & McKenzie Co., Ltd.)
日本： 松本氏、菊池氏、佐久間氏、岩瀬氏
- ・モデレーター
タイ： Dr. Katiya Greigarn, Vice Chairman, FTI Electrical, Electronic & Allied-Industry Club
日本： 田中秀和 TA コンサルタント・チーム・団長

2.4 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネン 4》

タイでは、DIP が TRIPS 協定履行に係る国内調整、法整備、審査、通報等の業務を担当している。タイは TRIPS 協定の経過措置の終了に合わせて TRIPS 整合的な法制度の整備をほぼ完了したが、海賊品・模造品等の不正製品の流通による知的財産侵害は数多く発生しており、エンフォースメントの側面で問題が多い。DIP は知的財産権に関わる普及・啓発活動の重要性を認識し、商務省の地方事務所との共催で研修を実施しているが、ニーズに比してその回数は十分ではない。また、標準化されたカリキュラムや教材がないために、研修の質が一定しない状況にある。

従って、DIP は国内での知的財産権の普及啓発事業に継続的に活用できる教材及び人材育成プロセスの確立の必要性を認識しており、TA コンサルタント・チーム側にその面における支援要請があった。本 TA プログラムでは、DIP の要請に応じるべく、継続的なトレーニング・プログラム実施に向けた基盤整備を目的とし、コアとなる教材を開発し、それらを用いたトレーナーズ・トレーニングを実施した。

2.4.1 支援活動内容の概要

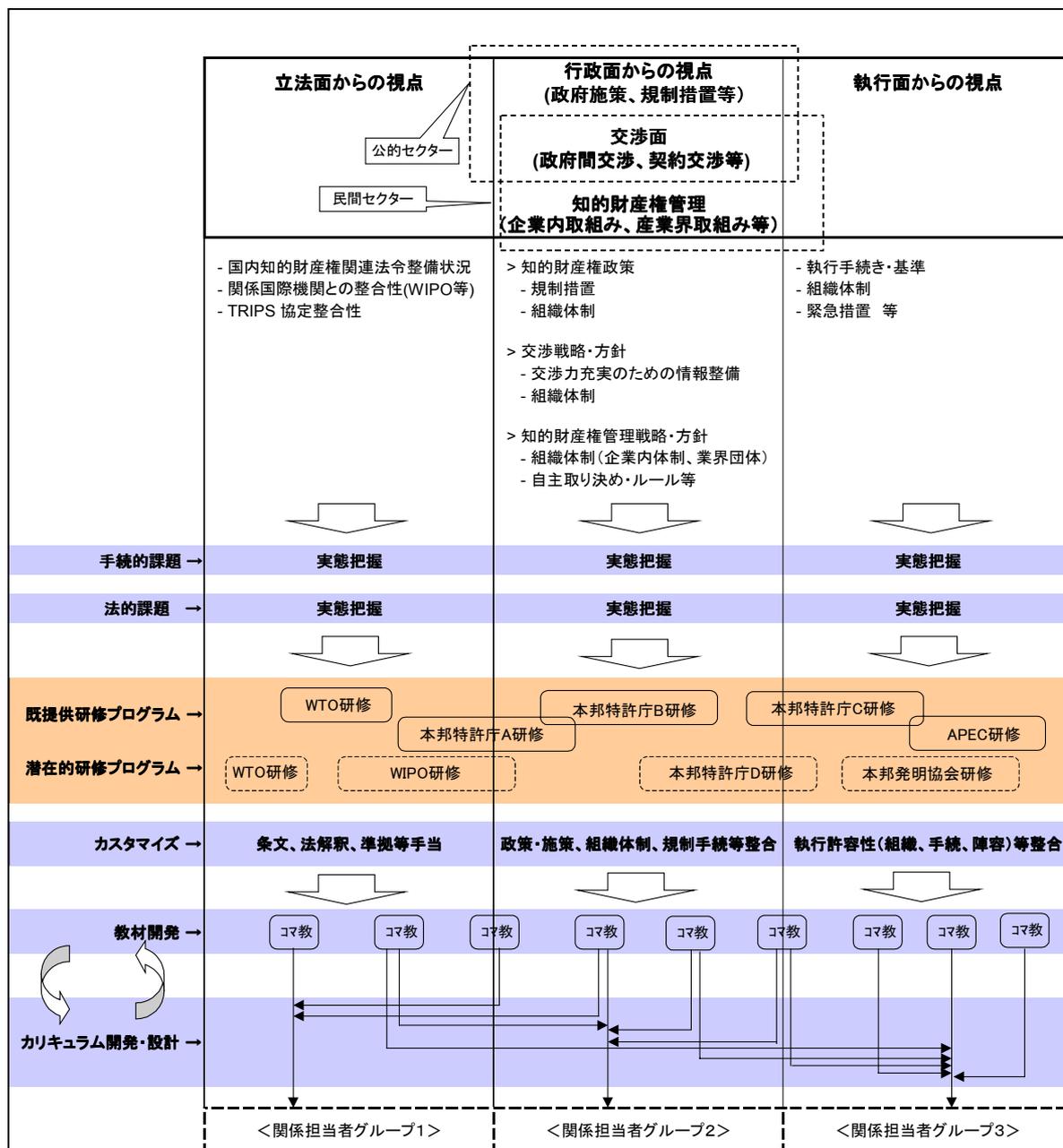
(1) 支援プログラムの概要

本プログラムでは、TRIPS 協定履行支援に向けた教材作成の方針と方向性を定め、またそれを実施していくために、平成 13 年 8 月に実施された第 1 次現地調査を始めとして、DIP と約 10 回に渡る協議を行いながら案件を推進した。その結果、案件推進の方向性について、以下のプロセスで実施することが合意された。

- (a)現状分析に基づく知識・技術移転の重点課題の選定
- (b)日タイ専門家の共同作業チームによる英文研修教材の開発
- (c)英文教材のタイ語翻訳
- (d)トレーナーズ・トレーニングの実施
- (e)提言策定

教材開発方法については、分野毎に比較的小規模な研修モジュールを開発し、用途に合わせて各モジュールを組み合わせて研修を行う方式（カフェテリア方式、次頁参照）を採用することが合意された。

図表 II-2-14 教材開発に関わる概念図（カフェテリア方式）



最終的には、開発された教材の DIP への提供に加えて、教材作成に係るプロセスのノウハウを移転することを通して、DIP が将来的に持続可能な人材育成活動を行なうことができる体制の構築を支援することを目指すことで合意が得られた。また、作成した教材を用いてタイ国内で持続可能な人材育成活動を可能にするために、トレーナーズ・トレーニングを実施し、その基盤作りに務めることとなった。本プログラムの持続性を維持するためには、将来的に継続的に講師としての役割を果たせる人材であることを基準にトレーナーズ・トレーニングの受講者は選考することが重要である点についても合意を得た。

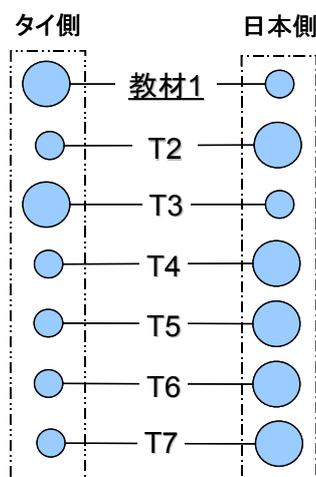
(2) 本支援プログラムの特徴

セミナーやワークショップの実施、教材の提供等の手段による知的財産権に関わる人材育成は、過去に WTO、WIPO、日本特許庁、(社)発明協会、ドイツ技術協力公社 (GTZ) 等から数多く実施されている。また、DIP 自身も国内において数は少ないものの研修プログラムを提供している。しかし、これまでの試みの中には持続性確保の視点が十分でないものも多く、ワン・ショットの支援に終わるケースも多く見られた。

過去の支援プログラムにおいて、研修や教材開発が持続性・継続性を失ってしまった原因としては (1) 作成した教材がドナー国の法制度や現状に基づく教材をタイ語訳したに留まっており、タイの現状に合致していない、(2) ドナーによる教材開発のノウハウが DIP を中心とするタイ国内の関連機関に共有されていないために、作成された教材を法制度の改変に伴ってアップデートすることができない、(3) 人材及びインフラ不足のために、関連省庁において、既存の支援で与えられた情報や教材が適切に管理されていない、等が挙げられる。

これらの問題点に対応するために、本 TA プログラムにおいては、教材開発に際して、「タイ及び日本の専門家による共同作業プロセス」を採用した。教材作成を行う各テーマについて、日タイ双方から専門家を 1 名ずつ選定し、両者の共同作業によって開発を進めようとするものである。このことによって、タイ国内の人材が実際の開発プロセスに参加することを確保するだけでなく、タイの現状に即した教材の開発を可能となった。また、DIP との打合せをできる限り重ね、進捗状況を頻繁にアップデートすることによって、教材作成プロセスを共有化する努力を重ねた。地理的に離れた日タイ専門家の共同作業は、コミュニケーションの点で時には困難も伴ったが、その点も含めて DIP と情報共有を行い、教材開発に伴う難しさを実体験してもらおうとともに、問題解決のノウハウの共有化に努めた。

図表 II-2-15 教材作成に向けた日タイ共同作業体制図



本プロセスは、トレーナーズ・トレーニングの参加者選定においても継続的に採用した。

タイ側専門家や DIP と十分に意見交換を行った上で、参加者を決定するというプロセスを経ることにより、研修実施に際して、DIP 側に十分なオーナーシップが確保された。なお、後述の通り、本トレーニングは結果的に 7 日間に渡る大規模なものとなったが、これらを全て DIP 内の会議室で実施することができた。会議の事前の手配、運営も含めて DIP 側の多大な協力を得ることができたのは、本プログラム実施の中での多くのコミュニケーションを通して、DIP 内に本プログラムへのオーナーシップが確立した結果であると思われる。

2.4.2 教材開発プロセス

(1) 教材作成テーマの絞込み

2001 年 8 月の第 1 回現地調査においては、DIP と全般的な進め方についての意見調整の他に、個別課題を取り扱う担当部（特許部、商標部、著作権部、知的財産権普及開発部、法務部、知的財産権侵害取締りのための調整センター）との個別協議も実施し、各部が現在直面している問題点及び本支援で優先的に取り上げるべき課題について協議を行った。その際に、教材開発の際に取り上げるべき課題（モジュール）として、DIP 各担当部から提案されたテーマは、以下の通りであった。

図表 II-2-16 2001 年 8 月段階の DIP 各部による教材作成依頼テーマ

番号	モジュール	DIP 担当部
1	特許出願実務（特許書類の記載方法、手続）に関するガイドブック	特許部
2	民間セクターにおける IPR 管理	特許部
3	法律実務家（弁護士、弁理士）を対象とした特許に関する実務・手続的知識の強化	特許部
4	大学における IPR 管理	IP 普及開発部
5	大学生を対象とした IPR データベース検索	IP 普及開発部
6	商標出願手続	商標部
7	商標紛争とその対応	商標部
8	水際におけるエンフォースメント	著作権部
9	トレード・シークレット法に関する基本研修	法務部
10	地理的表示に関する基本研修	法務部
11	集積回路の回路配置法に関する基本研修	法務部
12	IPR 活用に関する日本の成功例と失敗例の共有	全コース共通
13	教授方法に関する技術移転	全コース共通

第1次現地調査の後、TA コンサルタント・チームはDIPとの協議を重ね、教材テーマの絞り込みを行なった。同時に、教材開発に際しては日本・タイ双方の専門家が参加した専門家のチームを作り、両者による協議及び共同執筆を通してタイの制度や現状、日本の経験及び国際的な動向を反映させることが求められたため、その体制整備を行った。両者のコミュニケーションは英語で行う必要があったため、英語力は専門家の選定基準の一つとなった。また、教材作成後、それらを用いたトレーナーズ・トレーニングの実施を見越して、十分な人材育成経験を有していることも重要な選定基準となった。これらの検討を経て、最終的に合意されたテーマ及び各テーマの日タイ専門家は以下の通りである。

図表Ⅱ-2-17 教材作成テーマ及び日タイ専門家

番号	テーマ	関連部局	日本側専門家	タイ側専門家
1	特許出願手続き	特許部	葵特許事務所 西森浩司弁理士	DIP Mr. Yanyong Phuangrach, Director General (教材作成プロセスに参加) Mr. Surat Tasanawijitwong, Director, Patent Division (トレーナーズ・トレーニングの際に講師として参加)
2	個人発明家及びSMEを対象とした特許実務	特許部		
3	商標実務	商標部	香原・藤田特許事務所 藤田雅彦弁理士	Domnern, Somgiat & Boonma Mr. Boonma Tejavanija, Attorney at Law Mr. Rutorn Nopakun, Attorney at Law
4	民間セクターにおける知的財産権(IPR)管理	IP普及開発部	東京工業大学大学院 国枝高羽講師	Superware Public Company Ltd. Mr. Narin Vipada, Research & Development Manager
5	水際におけるIPR取締まり	著作権部	村木・松原国際特許事務所 松原伸之弁理士	Customs Department Ms. Rashneewan Rwirath, Chief, Legal Division Mr. Prapun Pismayarom, Legal Division
6	大学及び研究機関におけるIPR管理	IP普及開発部	特許庁 廣瀬文雄審査官	Chulalongkorn University, Intellectual Property Institute Prof. Prasit Prapinmongkolkarn, President
7	トレード・シークレット法の基礎	法務部	九州大学大学院 熊谷健一助教授	Mr. Santi Rattanasuwan, Former Deputy Director General of DIP

TRIPS 協定の履行能力強化のためには、政府関係者から水際措置実施機関、産業界、広くは一般市民など、幅広い分野の多様な関係者において、より深い協定理解と協定整合的な行動の確保が必要となる。また、より基本的な環境整備の観点からは、知的財産権そのものに対する意識を高め、関係方面に啓発を促すことも重要である。

しかし、本協力の枠組みの中で知的財産権に関わる全ての分野について網羅的に教材を作ることは極めて難しいと考えられたことから、テーマの絞込みに当たっては、主に課題解決の緊急性及び基本的な基盤整備の必要性の観点に着目し、プライオリティの高い分野・対象者に注力することとした。選定したテーマについて教材を作成し、併せ、本成果を基に、今後国内啓発活動が発展的に継続できる枠組みを提供することに留意した。

(2) 教材作成プロセス

2002年3月、バンコクにて各テーマについて選定された日タイ双方の専門家による合同会議を開催し、教材作成の方針及び方向性について協議を行った。合同会議における主要な合意点は、以下の通りであった。

- ・ 教材原稿の執筆作業は基本的に日本側主導で行い、日本側専門家による原稿にタイ側専門家がタイの現状に合わせて修正、追記等を適宜行っていくこととする。
- ・ 全教材について、第1稿を日本側で作成し、タイ側に送付する。送付のタイミングは必ずしも第1稿が全て完成してからは限らず、担当者ごとに、例えば草稿ができた章から送付する等、作業を行いやすい形で行う。
- ・ 作成教材は次の2つから成る。(1) 研修参加者への配布用教材、(2) 講師の参照用ガイド及び各種参考資料の2つから成る教材を作成する。(2)では、講師が研修を適切に実施するためのインストラクション、キーポイント、事例、図表等を盛り込む。図、チャート、表、イラスト等を用いて、目で見て分かりやすいものを目指す。
- ・ 作成された教材は、最終的にはDIPによる3時間程度(1教材につき)の国内研修での使用を想定したものとする。

合同会議以降、日タイ執筆者によって2002年9月半ば頃までかけて執筆活動がなされた。その際には、上述の教材開発体制に基づき、教材作成に係るプロセス移転にも重点を置いて進められた。また、日タイ専門家の直接のコミュニケーション、TA コンサルタント・チームを経由した関連情報の蓄積過程等を随時、DIP にインプットするように努めている。英語教材完成後、全教材のタイ語への翻訳を実施した。なお、これらのプロセスは、日本側では(社)発明協会、タイ側ではS&I International Bangkok Officeの多大な協力を得て、実施した。

2.4.3 トレーナーズ・トレーニングの実施

(1) トレーナーズ・トレーニングのプログラム

本協力の中で作成したオリジナル教材（英語・タイ語の対訳版）に基づいて、日タイ双方の専門家を講師に迎えて、トレーナーズ・トレーニングを実施した。本トレーニングは、将来的にタイ国内でこれらの教材を活用した講義を実施できる人材を育成することを目的に開催した。従って、トレーニングでは、各テーマについての知識移転及びトレーニング実施に係るノウハウ・教授法についての技術移転の要素を盛り込み、出席者にグループ・ワークやプレゼンテーションによる参加の機会をできる限り提供することとした。

各テーマに十分に時間をかけて、知識とノウハウの移転を行うために、トレーナーズ・トレーニングは1テーマに1日かけて実施した。時間配分はテーマや講師の指導スタイルによって若干の違いはあったものの、基本的には、午前のセッションでは教材執筆者（講師）本人が教材内容及び教材を使ってモデル授業を行い、午後は参加者による模擬授業やディスカッションを行い、技術移転結果の定着を図った。なお、講師と参加者及び参加者間のコミュニケーションを確保するために、参加者は将来の講師候補となりうる20名程度に絞って実施することを目指したが、実際には参加希望者数が当初の予想を上回り、実際には20名から40名の参加を得た。

トレーナーズ・トレーニング全7日間のプログラムの内、前半の4テーマ（4日間）を10月3、4、8、9日に、後半の3テーマ（3日間）を10月21、22、24日に実施した。日程及びアジェンダは、以下の通りである。

図表 II-2-18 トレーナーズ・トレーニングのプログラム

番号	教材名	開催日	場所
a	個人発明家及び SME のための特許実務	2002 年 10 月 3 日 (木) 9:00-17:00	DIP
b	特許出願手続き	2002 年 10 月 4 日 (金) 9:00-17:00	DIP
c	水際における IPR エンフォースメント	2002 年 10 月 8 日 (火) 9:00-17:00	DIP
d	民間セクターにおける IPR 管理	2002 年 10 月 9 日 (水) 9:00-17:00	DIP
e	商標実務	2002 年 10 月 21 日 (月) 9:00-17:00	DIP
f	大学及び研究機関における IPR 管理	2002 年 10 月 22 日 (火) 9:00-17:00	DIP
g	トレード・シークレット法の基礎	2002 年 10 月 24 日 (木) 9:00-17:00	DIP

図表 II-2-19 トレーナーズ・トレーニングのモデルアジェンダ

アジェンダ	
午前	イントロダクション (JICA TA コンサルタント・チーム) - 講師紹介 - トレーナーズ・トレーニングの目的の説明 - 本日のスケジュール説明
	セッション 1 : モデル講義 1 タイ側講師 日本側講師
	セッション 2 : モデル講義 2 (セッション 1 の続き)
午後	セッション 3 : 実務的なエクササイズ 1 タイ側講師 日本側講師 - グループ討議、クラス討議 - グループ・ワーク - 参加者による模擬講義 - 質疑応答等
	セッション 4 : 実務的なエクササイズ 2 (セッション 3 の続き)
	評価・アンケートの実施

(2) トレーナーズ・トレーニング全般の概要

<前半 4 コースの概要>

トレーナーズ・トレーニングの参加者選定に際しては、DIP 及び日タイ講師と綿密な打合せを行い、その後 DIP 側で事前に十分な検討と配慮がなされたこともあり、テーマに応じて官民両セクターから適切な人材の参加を得ることができた。具体的には、各セッションにおいて、DIP、MOSTE、税関、警察等の政府関係機関及び FTI、個別民間企業の知的財産権担当者、大学教員、弁護士等からなる 20～30 名の参加者を得た。本研修に対する事前のタイ側の期待感が高かったこともあり、チュラロンコン大学の教授や DIP における特許や意匠のスペシャリスト等、タイにおける各分野の専門家が参加し、参加者のレベルが高くかつ一定していた点が印象的であった。

トレーニングにおいては、参加者によるグループワーク、プレゼンテーション、モデル授業の実施等を含む参加型のプログラムが生まれ、また参加者間及び参加者と講師との間で活発な意見交換が行われた。将来タイ国内で本分野の講師となりうる人材に対して、IPR に関わる知識移転と教授方法の移転を行うという当初の目的は、講師サイドに当方の意図が事前によく理解されていたこともあり、円滑に実施できたと思われる。

<後半 3 コースの概要>

10 月前半に実施した 4 コースの参加者数が 20-30 名程度であったのに対し、後半 3 コースの参加者数は全般的に前半より増えて 33-42 名となった。これは登録者数に対する出席者の割合が大幅に高まったこと及び、未登録だが当日参加を希望して会場に現れる人が増えたことによる。タイ側の関係者からは、前半のトレーニングの評判が広まっていたために、参加を希望する人が増えたとの声も聞かれた。後半のコースでもテーマに応じて参加者が選定されており、フロアから多くの質問が出たことが印象的であった。

具体的なトレーニングの進め方はテーマ及び講師によって違いはあるが、全般的に双方向の参加型セッションが行われた。午前のセッションでは主に、講師によるモデル・レクチャー、午後のセッションではグループ・ディスカッションを組み込んだケーススタディ、参加者によるプレゼンテーション、Q&A 等が行われた。

なお、前後半の 7 コース実施に際して、DIP から積極的な協力を得ることができた。トレーニングを DIP 内の会議室で実施したため、会場の事前準備、ランチやコーヒー・ブレイクのセッティング、資料の増刷等、運営面で DIP スタッフの多大な貢献が必要となったが、非常に協力的であり、共同開催者として TA コンサルタント・チームと一体となって実施することができた。

(3) 個別プログラムの概要

a. 個人発明家及び SME のための特許実務

- ・日時： 10月3日（木）9:00-17:00
- ・講師： 西森弁理士、DIP スラット特許部長
- ・参加者： 20名（DIP8名、MOSTE2名、大学4名、民間セクター5名等）

b. 特許出願手続き

- ・日時： 10月4日（金）9:00-17:00
- ・講師： 西森弁理士、DIP スラット特許部長
- ・参加者： 20名（DIP7名、検察官1名、MOSTE2名、大学5名、民間セクター4名等）

10月3日は「個人発明家及び SME (Small & Medium-sized Enterprise) 向けの特許実務」、4日は「特許出願手続き」をテーマに、本プログラムで開発した教材に基づいてトレーニングを実施した。両日の講師が同じだったため、初日は講師から内容面の説明に加えて指導方法を示すモデル授業が行われ、2日目はグループワークや参加者によるシミュレーション授業の実施等、より参加型のプログラムが生まれ、2日間を通してスムーズな技術移転が図られた。「21世紀にタイからエジソンを生み出そう」という講師からのメッセージが2日間を通して様々な形で提供され、本トレーニングの目的はそのための講師育成であるという趣旨は参加者側に十分に共有されたように思われる。

特に4日の午後には、約10名の参加者が実際に特許手続きの様々なステップについてプレゼンテーションを行い、それに対して講師から内容及び指導方法に対するアドバイスが提供された。この方法は、講師から一方的に情報が提供される講義型のセミナーに比べ、参加者がより自分自身の問題としてテーマを捉え、表現する機会を提供できた点で効果的だったように思われる。なお、研修そのものは英語で実施したが、タイ側参加者のプレゼンテーション及び質問のみタイ語でも行えるようにしたので、参加者側ではかなり自由な意見交換が行うことができた。

この両日の研修では、当方の当初の予想をはるかに上回る参加者の積極的な取組みと指導方法の上達が見られた。本トレーニングは、トレーナー育成を目的としているため、参加者の中にはDIP職員を始めとした本分野の専門家が多く、フロアからの質問に対して参加者側（特にDIP）から詳細な情報提供がなされることも多かった。

なお、講師の方針でOHP、PowerPoint、ホワイトボード等、様々なプレゼンテーション用のツールが使用され、参加者にとっては各ツールを使った場合の研修実施の在り方を実感できるものとなった。また、ホームページに実際にアクセスし、検索方法を示す等、目に見える理解しやすい組み立てにしたことが参加者にとっての理解を促進するのに役立ったと思われる。

c. 水際における IPR エンフォースメント

- ・日時： 10月8日（火）9:00-17:00
- ・講師： 松原弁理士、税関プラプン法務担当官、税関ラシャニワン氏
- ・参加者： 30名（DIP13名、税関2名、検察庁1名、経済警察（ECID）2名、大学4名、民間セクター5名等）

まず午前のセッションにおいて、日タイ双方の講師から、日本及びタイにおける水際取締りの法制度、実施体制等の紹介がなされた。日本側からは TRIPS 協定成立の経緯、TRIPS 協定の IPR 権利行使に関わる規定の紹介もなされ、IPR エンフォースメントにおける水際取締りの重要性、中でも模倣品取締りに関する税関の重要性を強調した。タイ側からは職権による行為等のタイが直面する実施面での課題等について紹介された。

午後のセッションは、主に、フロアからの質問に対する回答と、講師からフロアへの問いかけに対する回答という形で進められた。フロアからは、日タイの制度の違いや政府内コーディネーション等の在り方について多くの質問が寄せられた。また、税関の判断に不服がある時の対応方法と税関による判断が間違っていた場合の救済方法等についても議論がなされた。多くの IP 専門家（弁護士や DIP の IPR 取締り担当部長等）がトレーニングに参加していたこともあり、フロアからタイにおける現状と課題等について多くの意見が述べられた。権利者側の模倣品問題への対応のあり方についても活発な議論がなされた。

d. 民間セクターにおける IPR 管理

- ・日時： 10月9日（水）9:00-17:00
- ・講師： 国枝氏、ナリン氏
- ・参加者： 30名（DIP4名、MOSTE2名、大学3名、ECID1名、民間セクター15名等）

10月9日は、民間セクターにおける IPR 管理に関わる研修を実施した。日本側講師の国枝氏からは特許を中心とした IP 管理と戦略について事例紹介を交えながら説明し、職務発明への報奨のあり方等についても活発な意見交換がなされた。タイ側講師のナリン氏からはタイにおける意匠の側面における IP 戦略を説明し、DIP の意匠担当官等と多くの意見交換がなされた。

現段階のタイでは IP 管理や IP 戦略についての理解と重要性の認識はそれほど高くないが、近い将来、この問題は国の経済運営や企業活動にとって重要なテーマになるという講師からの問題意識が共有され、参加者から高い関心が得られた。トレーニングの中で、講師から IP に関わる実際の訴訟例とその成功及び失敗の要因等、多くの具体的なケースが提示され、参加者側の理解が深まったように思われる。また、IP 戦略策定の第1歩として特許情報検索の活用とその分析の重要性が説明されたが、その際に、セミナー室からインタ

ーネットに接続して具体的な検索手法を紹介し、日本での特許情報活用ツール（特許マップ等）も併せて紹介したことにより、参加者に今後の活用方法の具体的な選択肢を例示することができた。本年7月に制定されたばかりのトレード・シークレット法に関して、タイ国内でのノウハウ保護の在り方についても活発な意見交換がなされた。

e. 商標実務

- ・日時： 10月21日（月）9:00-17:00
- ・講師： 藤田弁理士、ブーンマ弁護士、ルートン弁護士
- ・参加者： 42名（DIP16名、税関2名、検察庁1名、大学2名、民間セクター10名等）

午前のセッションは、商標実務上の課題（定義、商標登録要件、著名商標の扱い等）について主に講師から説明を行った。本コースでは、日タイ講師の掛け合いによる日本及び諸外国の運用との比較によって、タイの商標実務特有の課題（登録要件となるCombination of colorsの解釈等）が紹介された。商標登録要件については解釈が難しい部分もあり、多くの質問が寄せられた。ビジネスの視点から見た商標の意義、マーケティングの考え方、商標を普通名称にしないunnamed

ための企業努力の重要性等も説明され、参加者の関心が高かった。

タイでは、地理的表示に関わる法律がまだ制定されておらず、今年中の制定の方向で現在議論されている。地理的表示の概念、タイにおける地理的名称に関する商標登録規定等も紹介された。また、インターネットに接続して米国特許商標庁（USPTO）、日本特許庁（JPO）等のサイトを使って商標検索のデモンストレーションを行い、商標の登録情報を実際に確認した。

午後のセッションは、商標の類似性に関する諸外国の制度及びタイでの解釈を紹介し、その後、グループに分かれてディスカッションを行った。

f. 大学及び研究機関における IPR 管理

- ・日時： 10月22日（火）9:00-17:00
- ・講師： 特許庁廣瀬審査官、チュラロンコン大学プラシット教授
- ・参加者： 33名（DIP4名、MOSTE2名、検察庁1名、裁判所1名、大学11名、民間セクター6名等）

午前のセッションでは、大学・研究機関における IPR 管理について、特許情報の重要性及び技術移転の在り方、の2つの側面から説明を行った。まず、特許情報の意義や機能、有用性等に関する概略説明の後、インターネットに接続し、JPO、ヨーロッパ特許庁（EPO）、USPTO 等の特許情報システムを活用した検索のデモンストレーションを行った。次に、タ

イの大学・研究機関における IPR 管理の現状、諸外国における IPR 管理を重視する動きの背景とそれを保護する法体制、ライセンスの意義、タイの大学における技術移転実績等について説明した。技術移転に求められる戦略とアプローチについて、日米における TLO の事例を紹介しながら説明がなされ、IP レビュー委員会の設置等を通じた選択的な技術移転施策の実施、適切な IPR 管理方法の導入、産業界と大学との連携の在り方等について具体的な方法が紹介された。

午後のセッションでは、タイにおける技術移転機関（TLO）活動の現状及び、今後の活動におけるリスク回避法の提案等がなされた。フロアからはタイでの TLO 組織の現状について多くの質問が出された。続いて、ライセンス交渉のテクニックや留意点が紹介された。

その後、全体を 4 グループに分けて、2 つの技術についてライセンサーとライセンシーの立場からライセンス交渉のグループ・ディスカッションの時間を設けた。最後に、代表者によるプレゼンテーションを実施し、日タイ講師からライセンス期間や料金の設定の仕方等についてコメントが出された。

g. トレード・シークレット法

- ・日時： 10月24日（木）9:00-17:00
- ・講師： 九州大学熊谷助教授、元 DIP DDG サンティ氏
- ・参加者： 39名（DIP4名、裁判所4名、MOSTE2名、大学6名、民間セクター15名等）

タイでは本年7月にトレード・シークレット法が導入されたばかりであり、トレード・シークレットの考え方そのものが新しいため、その定義と概念の把握に焦点を置いて、トレーニングが実施された。

午前のセッションでは、トレード・シークレット保護に向けた国際的な潮流、日本での実施体制、タイにおける実施体制について講師から説明を行った。フロア側では始めのうち、トレード・シークレットという考え方自体の理解に困難があり、多くの質問が出されたが、講師から様々な事例や特許権との比較等によるトレード・シークレットの理解促進が進められ、最終的には参加者側の理解がかなり進んだと思われる。また、トレード・シークレット保護に向けては、トレード・シークレット法だけではなく、契約法や民事訴訟手続きなど様々な法体系が関わっていることも丹念に説明された。

午後のセッションにおいても、引き続き、トレード・シークレットの理解に向けて、多面的な説明がなされた。また、本教材で用意された12のケース・スタディを使って、個別具体的にトレード・シークレットのイメージを掴んだ上で、訴訟への対応策、紛争防止手段としての企業における社員教育の重要性などが説明された。

2.5 TBT 協定の実施能力向上支援 《コンポーネント 5》

貿易の技術的障害に関する協定（TBT：Technical Barriers to Trade 協定）は、WTO の前身である GATT 時代から存在し、各国が主として製品の標準化や輸入にあたって講じる各種適合性評価手続きが必要以上に貿易の障壁とならないよう規律するものであった。協定の基本原則は、非差別性、内国民待遇、透明性、標準の調和及び適合性評価手続の相互承認である。協定はまた、加盟国が照会所を設置し、他の加盟国や関係機関からの照会に応じるよう促している。

ウルグアイ・ラウンド交渉が終結し、1995 年に WTO 協定が発効すると、TBT 協定は他の諸協定と合わせた一括受諾（シングル・アンダーテイキング）の対象となった。TBT 協定はその第 15 条 4 項において、WTO 協定発効後 3 年おきに協定の実施及び運用に関して見直しを行うこととしている。既に 2000 年に 2 回目の 3 年見直しが実施されたが、途上国に対する技術支援が明示されており、途上国の技術支援のニーズを調査すべきことが謳われている。しかし大半の途上国においては、自国の標準や基準認証制度が TBT 協定に整合的であるかどうかということは、他国から問題点を指摘されてはじめて検討をはじめするなど、みずから進んで制度調整を行うインセンティブが小さい。特に国内標準の国際標準への整合性確保は、みずから国際標準を作り出す技術力を持たない途上国においては、先進国主導で策定された国際標準を受動的に受け入れるしかないのが現状である。その結果、本分野でのニーズの特定、優先順位付けが行われにくい状況となっている。

先進国の多くでは、国内標準の策定にあたって民間企業が重要な役割を果たしているが、途上国においては標準を策定する技術力を有する国内企業が極めて少ない。そのため、途上国においては国内標準の策定・改訂にあたって、公的機関の果たす役割が大きい。途上国政府は、標準策定にあたっての技術的能力を有する人材が不足している。また、国際標準策定にあたっての各種国際会議に参加するインセンティブにも乏しく、財政的基盤も不十分であるのが実態である。また、標準の策定及び基準・認証制度の制定にあたっては、政策立案者、標準や適合性評価を行う技術者・検査官など、多岐に渡る人材が必要であるが、途上国においては、これらの人材が人数的に不足していること、実際に職務に携わる担当者の技術的水準が十分でないことが課題となっている。

特に、基準・認証制度に関しては、非常に多くの関係省庁が存在することから、TBT 協定担当部局が国内に存在している規格、技術基準、認証制度を網羅的に把握していないという実態がある。

2-5-1 プログラムの概観

TA コンサルタント・チームは、2001年8月に第一次現地調査を行い、インセプション・レポートに基づき、標準担当部局である TISI、WTO 担当部局である DBE、さらには国内の強制規格、適合性評価手続を所管している関係機関との協議を行い、課題の特定、必要な支援の優先順位付け、そして具体的な技術移転プログラムの策定を行った。TISI との協議の場において、国際標準化問題に関与する政府機関及び民間セクターのワーキング・レベルの担当者の能力を向上させるためのワークショップを開催することが合意された。また、協議においては、国際標準化活動、特に ISO 及び IEC における経験の共有、さらには TBT 委員会における最新動向に重点が置かれることが合意された。

このような合意事項に基づき、TBT 協定に関するキャパシティ・ビルディングは、強制規格、任意標準に関する権限を有する TISI や他の国内政府機関と協議を行うことによって開始された。支援の実施にあたっては、まず TBT 協定に関連するタイ国内関係機関に対する組織診断を実施した。これには、TBT 協定に関する一般的な理解、人的リソースの配置、TBT 協定整合性が求められる国内の各種制度の把握状況、標準の策定／見直しプロセス及び国際標準への適合にあたっての国内体制などを幅広く確認し、課題の抽出を行うための基礎となるものである。その後、本プログラムに含まれる主要な論点が抽出された。

組織診断を通じて主要な論点が抽出されると、TA コンサルタント・チームは TISI との協議により、支援期間中に2回のワークショップを開催することに合意した。これらのワークショップは、TBT 関連省庁及び基準認証問題を扱う企業や業界団体の代表者をターゲットとして開催するものとなった。ワークショップの目的は、短期間における集中的な知識移転であり、日常業務において実践される訓練となるものが目指された。

2-5-2 第1回ワークショップ

(1) 第1回ワークショップの内容

第1回ワークショップには、20の関係省庁及び民間セクターから41名の参加者が参加した。スピーカーは、日本側からは経済産業省 (METI) 及び日本工業標準調査会 (JISC)、タイ側は TISI が担当した。

ワークショップは、TISI 事務次官の Mr. Cherdpong Siriwit、森本 JICA タイ事務所長、山内経済産業省基準認証ユニット工業標準調査室長の開会挨拶により開催された。

この2日間のワークショップは、WTO/TBT 協定、国際標準化、相互承認協定 (MRA)、日本とタイの間の国際標準化分野における協力の可能性に焦点を当てたパネルディスカッションを含む6つのセッションから構成された。

第1日目 (2月12日 (火))

「日本の標準化政策」

山内徹・経済産業省工業標準調査室長より、TBT協定の批准を受けた日本の国際及び国内標準化政策が紹介された。日本の国家標準機関である日本工業標準調査会が社会的・経済的ニーズを踏まえて組織変革を行ってきたこと、産業界、消費者、規制当局等の参加を経て議論を継続してきたこと、さらにはアジア諸国との協力の重要性が強調された。

「ISOにおける最新動向」

前ISO副会長の青木朗氏により、国際化時代におけるISOの役割とその主要な検討課題について、説明が行われた。特に、発展途上国を巻き込んだ形での国際標準化作業の重要性を強調した「ISOの戦略」が紹介され、市場ニーズに基づくISOのこれまでの作業が強調された。

「IECにおける最新動向」

IEC評議委員である住友電工顧問の油本暢勇氏により、IEC規格を市場ニーズに適合させるとするIECの基本計画、IECのメンバー拡大とアジア太平洋地域センターの設立、規格開発組織(SDO)の役割が紹介された。油本氏は、ASEANのリーダーとして、タイがIEC活動にさらにコミットしていくべきであると強調した。

第2日目 (2月13日 (水))

「TBT委員会における最新動向(第二回三年見直しの結果)及び日本のTBT通報への対処経験」

経済産業省基準認証ユニット国際チームの西脇修補佐より、TBT協定の義務を説明するとともに、協定実施上の日本の経験を紹介し、TBT委員会における最近のトピックスに対する解説がなされた。同氏は、国家強制規格との関係において任意標準及び適合性評価システムを効率的かつ組織的なものとしていくことを強調し、産業界、規制当局、消費者等の利害関係者の広範な参加が重要であると位置付けた。

「タイにおける標準化とTBT協定の実施状況」

TISIスパチャイ国際関係部長により、タイにおける国際標準化作業参加を前提とした標準及び適合性評価手続きに関する講義が行われた。さらに同氏は、国際標準の策定にあたり、日本とタイが協力すべき分野として、両国がともにISO/IECのPメンバーとなっている技術委員会(TC)を例に挙げて、協力の可能性を提示した。

「相互承認協定：交渉と実施に関する日本の経験」

経済産業省の松本充男認証課課長補佐が、日-EU の相互承認協定の締結を素材に、日本の経験を紹介した。同氏は、相互承認協定の締結にあたり、双方の規制システムの相互理解が重要であると強調するとともに、産業界など利害関係者のニーズをくみ上げた上での MRA 締結の便益と費用を明らかにすることが必要であることを説明した。

「パネルディスカッション（国際標準化におけるタイ日協力）」

TISI スパチャイ国際関係部長が議長となり、その他タイ側 2 名（いずれも TISI）、日本側より青木氏、油本氏、山内氏、西脇氏の 4 名、計 7 名の参加によりパネルディスカッションが行われた。参加者それぞれが、今後の国際標準化作業における日本とタイの協力のあり方について提案を行った。タイ側からは、特定の TC レベルにおける具体的な協力の可能性が提示され、日本側からは、ASEAN 諸国におけるタイのイニシアティブを支援することが表明された。

(2) 第 1 回ワークショップの成果

TA コンサルタント・チームは、ワークショップの参加者に対してその成果を評価するためのアンケート調査を実施した。分析結果によると、参加者はおおむねワークショップの内容に満足しており、ワークショップにおいて獲得した情報を同僚に知識移転するインセンティブを持つとのことであった。

第 2 回ワークショップの開催にあたっては、参加者は以下のトピックを含めるよう、要請があった。

- －交渉テクニックとその実践コース
- －各分野におけるケーススタディ（国際標準化作業における経験を共有した上で）
- －TBT 協定に関する交渉プロセスに関するシミュレーション
- －国際標準化に関する交渉経験
- －TBT 協定及び他国からのコメントに対する食品分野の規制当局における日本の経験

(3) ワークショップ・プログラム

【第1日ー2月12日（火）】 09:00 - 16:20 TBT 協定を取り巻く国際環境
セッション1 日本の国際標準化政策（質疑応答含む） 山内 徹 氏（経済産業省産業技術環境局工業標準調査室長）
セッション2 ・ISOにおける最新動向（質疑応答含む） 青木 朗 氏（日本工業標準調査会、前ISO副会長） ・IECにおける最新動向（質疑応答含む） 油本 暢勇 氏（住友電気工業株式会社顧問、IEC評議会委員）

【第1日ー2月13日（水）】 9:00 - TBT 協定に関連した経験の共有
セッション3 ・TBT委員会における最新動向（第二回三年見直しの結果）及び日本のTBT通報への対処経験（質疑応答含む） 西脇 修 氏（経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット国際チーム長補佐） ・タイにおける標準化とTBT協定の実施状況（質疑応答含む） Mr. Supachai Tepatanapong（TISI国際関係部長）
セッション4 ・MRA：交渉と実施に関する日本の経験 スピーカー 松本 充男 氏（経済産業省産業技術環境局認証課課長補佐） ・パネルディスカッション（国際標準化におけるタイ日協力） 議長 タイ側 Mr. Chalit Homhual (Director, Standards Bureau 1, TISI) Mr. Virat Aja-apisit (Expert, Standards Bureau 2, TISI) 日本側 青木 朗 氏（日本工業標準調査会、前ISO副会長） 油本 暢勇 氏（住友電気工業株式会社顧問、IEC評議会委員） 山内 徹 氏（経済産業省産業技術環境局工業標準調査室長） 西脇 修 氏（経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット国際チーム長補佐） (質疑応答)

2-5-3 第2回ワークショップの結果

第1回ワークショップ時におけるアンケート調査及びスピーカー、参加者のコメントを総合的に判断し、TA コンサルタント・チームはタイと日本の間の国際標準化、特に ISO や IEC 分野における国際標準の策定に関する戦略的協力関係を強化する可能性を模索することを、第2回ワークショップの中心テーマとすることを検討した。

こうした要因を考慮し、第2回ワークショップの目的、ターゲット、及び主要論点は以下のように決定された。

目的：

国際標準化に参加する際の経験の共有及び TBT 委員会や国際標準化団体における交渉スキルの向上

ターゲット（ワークショップの参加者）：

関係省庁及び民間セクターからの代表者（ワークショップをより実践的なものとするために、参加者は第1回ワークショップの参加者から選抜される）

主要論点：

- －主要な国際標準化団体／主要国における標準化活動
- －国際標準化団体における標準の策定プロセスに関する交渉戦略

(1) 第2回ワークショップの内容

第2回ワークショップには、タイの15の省庁及び民間セクターを代表する31の参加者が参加した。スピーカーは、日本の経済産業省（METI）及び日本工業標準調査会（JISC）とタイの TISI によって担われた。

ワークショップは TISI 事務次官補の Mr. Sarasak Asavadorndeja と宮本 JICA タイ事務所次長の開会挨拶から開始された。

この2日間のワークショップは国際標準化活動と日本の経験に関する ISO でのゴム製品や IEC での家電製品、消費者保護分野における日本の標準化政策、欧州の標準との関わり方、自動二輪車やプラスチックパイプ分野等に関する ISO における交渉術など、7つの報告から構成された。また、タイの代表者はタイ政府、産業界が直面する最近の問題について報告を行った。

第1日目 (8月27日)

「ISOにおける標準化活動と日本の経験」

株式会社ブリジストンの奥山通夫氏は、タイヤ分野を中心とした日本国内における産業界を中心とした国際標準化作業への対応状況についてレクチャーを行った。彼は、日本においても、民間事業者の国際標準化作業への関心を高めることが難しいことを紹介する一方で、国際標準策定の経済的影響をできる限り定量的に紹介することが、産業界の関心を高めることにつながることを強調した。

「IECにおける標準化活動と日本の経験」

日本電気工業会（JEMA）家電部次長の柴田和男氏は、日本の家電産業における業界団体である JEMA の活動を中心に、家電部門における国際標準化作業に関する日本の取り組みを紹介した。彼は、家電部門における国内標準の国際標準へのハーモナイゼーションの重要性に関する背景を説明するとともに、JEMA における国内／国際レベルにおける標準化作業の実態についてレクチャーを行った。彼は、国内レベルにおいては IEC 活動に関する関与と参加の重要性を、また、国際レベルにおいては IEC の TC における幹事国業務（Secretariat Work）及び Convenor としての活用の重要性を指摘した。

「日本における国際標準化活動の理解」

経済産業省基準認証ユニット標準課課長補佐の矢野友三郎氏は、日本の標準化政策のうち、近年重要性を高めている消費者保護政策における標準の重要性を指摘し、ISO の消費者政策委員会（Consumer Policy Committee; COPOLCO）における取り組みを紹介した。彼は、2000年に日本が COPOLCO 総会をホストした際の経験を紹介するとともに、2003年にタイが COPOLCO 総会をホストすることの重要性を指摘した。

「EU に国際標準化活動の理解」

引き続き矢野氏は、国際標準化作業において非常に大きな影響力を持つ EU における標準化政策の動向を紹介した。特に主要国における標準化機関の動向とともに、CEN、CENELEC といった欧州ワイドの標準化機関と日本との協力体制について説明するとともに、標準化政策における戦略立案の重要性を指摘した。

第2日目 (8月28日)

「ISOにおける交渉戦略 (1):自動二輪車分野」

本田技術研究所 TCC 主幹の加藤幹夫氏は、氏が議長を務めている ISO/TC22/SC22(自動二輪車)における議論を紹介し、同 SC における交渉戦略についてレクチャーを行っ

た。まず彼は、TC22（自動車）分野における活動を紹介するとともに、その下部組織である自動二輪車に関する SC の活動、及び日本自動車技術界（JSAE）における標準化活動との関係を説明した。また、国際標準化交渉においては、国際会議前の準備、会議における心得、会議後のフォローアップについて、詳細にノウハウを紹介した。

「ISO における交渉戦略 (2): プラスチック分野」

日本プラスチック工業連盟（JPIF）規格部長の榎宏氏は、プラスチック・パイプ分野における国際標準化作業の現状と交渉ノウハウについて、レクチャーを行った。彼は、ISO/TC138 の幹事として、メンバー国の調整を行ってきた経験を紹介するとともに、JIS の ISO 整合性作業を日本としてどのように行ってきたかという点に関し、豊富な事例を元に紹介を行った。

「タイ政府／産業の直面する問題点」

TISI の Ms. Rachada 及び産業界を代表してタイ自動車連盟の Mr. Adisak より、タイが直面している国際標準化作業への参加に関する困難について紹介があった。彼らは、標準化に携わる人材が不足していることや、経営者や親会社（外資系企業の場合）の標準化の重要性に関する理解不足が、タイにおいて標準化政策を立案する際の大きな障害になっていることを説明した。

「パネル・ディスカッション（国際標準化活動における日タイ協力のあり方）」

TISI 国際関係部長の Mr. Supachai Teptanpong を議長とし、パネリストや参加者は国際標準化分野におけるタイと日本の協力の可能性について活発なディスカッションを行った。パネリストらは TC/SC レベルでのタイと日本の継続的なディスカッションを提案し、また参加者らは、日本と国際標準化団体における共同事務局を引き受けることの重要性を強調した。タイ側からは、国際標準化における政府のさらなるコミットメントが指摘され、また他の参加者は国際標準化活動に参加しないことによる費用と便益について強調した。

(2) 第 2 回ワークショップの成果

TA コンサルタント・チームはまた、第 2 回ワークショップの参加者に対してその成果を評価するためのアンケート調査を実施した。分析の結果によると、参加者はワークショップの内容に満足しており、多くの参加者が日本の専門家と様々な分野においてより詳細な議論を継続したいと要望した。

アンケート結果の詳細については、付属資料を参照されたい。

(3) ワークショップ・プログラム

【第1日：8月27日（火）】 10:00 - 17:00 国際標準化活動における経験の共有
<p>セッション1 国際標準化団体における標準化活動</p> <ul style="list-style-type: none">・ ISO における標準化活動と日本の経験（質疑応答を含む） 奥山通夫氏（ブリジストン株式会社参与）・ IEC における標準化活動と日本の経験（質疑応答を含む） 柴田和夫氏（社団法人日本電気工業会家電部次長） <p>セッション2 主要国における国際標準化活動の理解</p> <ul style="list-style-type: none">・ 日本における国際標準化活動の理解（質疑応答を含む） 矢野友三郎氏（経済産業省標準課課長補佐）・ EU における国際標準化活動の理解（質疑応答を含む） 矢野友三郎氏（経済産業省標準課課長補佐）
【第2日 8月28日（水）】 9:00 - 16:50 TBT 委員会及び国際標準化団体における交渉スキルの向上
<p>セッション3 国際標準化団体における交渉戦略</p> <ul style="list-style-type: none">・ ISO における交渉戦略 (1): 自動二輪車分野（質疑応答を含む） 加藤幹夫氏（株式会社本田技術研究所朝霞研究所 TCC 主幹、ISO/TC22（乗用車）/SC22（自動二輪車）議長）・ ISO における交渉戦略 (2): プラスチック分野（質疑応答を含む） 槇宏氏（日本プラスチック工業連盟規格部長、ISO/TC138（プラスチックパイプ）幹事） <p>セッション4 国際標準化に関する将来戦略</p> <ul style="list-style-type: none">・ タイ政府／産業の直面する問題点（質疑応答を含む） Ms. Rachada Isarasenarak (Director, Branch 5, Standards Bureau 2, TISI) <p>パネル・ディスカッション 国際標準化活動における日タイ協力のあり方</p> <p>議長：スパチャイ TISI 国際関係部長</p> <p>パネリスト（タイ側）議長を除く 2-3 名</p> <p>（日本側）奥山通夫氏 柴田和夫氏 加藤幹夫氏 槇宏氏 Ms. Rachada Isarasenarak</p>

2.6 ラップアップ・セミナー

本プログラムの終了を期して、タイ側カウンターパートからプログラムの評価や今後の課題に関する認識についてインプットを得るとともに、コンポーネント間の横の対話を促進すべく、下記のとおりラップアップ・セミナーを開催した。

2-6-1 概要

(日時) 11月11日(月) 09:00～16:00

(場所) United Nations Conference Center, Conference Room II

(参加者) 以下の各機関等より合計88名(スタッフ等も含む)

- ・ DTN (Multilateral Trade Negotiations, Service Negotiations, APEC 等各 Bureau)
- ・ コンポーネント 3 (AD/CVD)、4 (TRIPS) 及び 5 (TBT) のカウンターパートである DFT、DIP、TISI
- ・ 本プログラム中開催したワークショップ、トレーナーズ・トレーニングに参加した政府機関 (Ministry of Foreign Affairs, Custom Department, Post and Telegraph Department, Fiscal Policy Office, Department of Insurance, SEC, Department of Land Transport, The Central Intellectual Property and International Trade Court 等)
- ・ その他の政府機関 (Department of Business Development, Department of Alternative Energy, Department of Industrial Works 等)
- ・ 本プログラム中開催したワークショップ、トレーナーズ・トレーニングに参加した民間産業界の団体および個別企業 (タイ産業連盟、Association of Securities Companies, Sahaviriya Steel Industries PLC.等)
- ・ 大学 (チュラロンコン大学等)

2-6-2 主な議論

(1) 午前の部

「WTO キャパシティ・ビルディングの重要性と今後の展望」(DTN Apiadi 局長)

日本大使館大江公使の開会挨拶に続いて、Apiadi 局長より基調講演が行われた。局長は、「ドーハ開発アジェンダ」における交渉課題に取り組む上での開発途上国にとってのキャパシティ・ビルディングおよび技術支援の重要性を指摘し、WTO および関連国際機関により提供されるキャパシティ・ビルディング・プログラム相互の調整が必要であること、またその質を向上させる必要があること、さらにその中で本プログラムが重要な役割を果たしていることを指摘した。局長はまた、タイ政府が既に、ラオス、カンボディア、ヴィエ

トナムに対して WTO 加盟支援を始めとする技術協力を推進している点にも触れ、同国の指導的な役割も強調した。

「更なるキャパシティ・ビルディングに向けて」（日本外務省・渡邊参事官）

休憩をはさみ、日本外務省・渡邊参事官より、基調講演「更なるキャパシティ・ビルディングに向けて」が行われた。渡邊参事官は、世界貿易の最近の傾向や経済発展に果たす自由貿易の重要性と WTO の意義、ドーハ・ラウンドの交渉概要等包括的に説明を進めつつ、貿易関連キャパシティ・ビルディング（TRCB）のコンセプトと枠組み、JICA による二国間協力の役割に触れ、日本政府が今後も APEC 戦略プランの枠組みを通じて ASEAN 地域に対して継続的に支援を提供する用意のあることを示した。渡邊参事官の基調講演に対しては、いわゆる「9月11日」以降の反グローバル化の傾向とキャパシティ・ビルディングの関わり、新ラウンド交渉に資する TRBC のあり方、途上国に対する「S&D 条項」明確化の問題、AD 交渉における日本の姿勢等について参加者より相次いで質問が行われた。

(2) 午後の部

パネルディスカッション「WTO キャパシティ・ビルディングの成果と将来のチャレンジ」

午後のセッションでは、DTN の Wiboonlasana 局長補佐代行と田中 TA チームリーダーの共同議長のもと、今次技術支援プログラムのカウンターパート機関の代表をパネリストとし、「WTO キャパシティ・ビルディングの成果と将来のチャレンジ」と題するパネルディスカッションが行われた。まず、田中 TA チームリーダーより、今次プログラムの成果と TA チーム側からの提言案が報告された。引き続き、タイ側カウンターパート機関より、成果と今後のアクションが報告された。

まず、コンポネント 1（組織能力強化）に関し、DTN の Wiboonlasana 局長補佐代行より、加盟国が負う各種通報義務に対応するため、TA チームが開発した情報共有システム（WTO-ISS）の重要性が指摘された。システムの利用方法に関する短期訓練コースの実施に謝意が述べられるとともに、今後同システムに搭載する情報のアップデートにあたっては、他の省庁の協力が不可欠であることが述べられた。

次いで、コンポネント 2（GATS）については、DTN の Surat 上級貿易担当官より、GATS に関する 2 度のワークショップが成功裏に終了したことを評価し、今後タイがサービスの自由化交渉に備えるにあたっての準備に役立ったとの指摘がなされた。その一方で、途上

国の場合、「特別で差異のある待遇（S&D）」が適用され、先進国よりも義務の範囲が狭いことが指摘された。さらに、タイ語による交渉能力向上の機会が重要であることが述べられた。

コンポネント 3（AD/CVD）を担当した DFT の Arkon 上級貿易担当官は、ワークショップが非常に有益であったと評価しつつ、タイにおいては法律部門の専門家が不足しており、これを日本側が提供してくれたことに謝意が述べられた。また、AD/CVD の議論が近年強調されるようになってきているが、これは古くて新しい問題であり、ダンピングの調査方法など、厳密な手法の獲得が重要であるとの指摘があった。ワークショップを通じて政府と民間部門が知識移転を通じてどのような対応を取るべきかが理解され、今後は政府と民間が協力してこれらの問題に対処していくためには日本の公正貿易センターのような組織が必要であることが強調された。

コンポネント 4（TRIPS）については、DIP の Kajit IP 開発促進課長より、タイ語への翻訳を伴う教材開発とトレーナーズ・トレーニングが極めて意義のあるものであったとの評価がなされた。今後は DIP の機能強化としてどのようなことが必要であるか、また持続的なトレーニング・プログラムの開発が重要であるとの指摘がなされた。特に知的財産権の保護に関しては、民間部門の理解が必要であり、例えば著作権管理に当たって JASRAC の著作権料徴収システムをタイにどのように適用可能かについて検討していくことが必要であることが述べられた。

コンポネント 5（TBT）を担当した TISI の Supachai 国際関係課長は、2 度のワークショップの成果をレビューするとともに、今後のアクションとしては、タイと日本の標準化関係者が政策レベル、技術レベルでネットワーク化し、少なくとも年に 1 回程度の情報交換のための会議を持ちたいこと、国際標準化団体における TC/SC の共同議長を日本と持ちたいこと、電気通信分野の MRA を日本と行いたいこと、食品安全（食品ラベリングなど）について、さらにタイの担当官の能力強化を行っていきたいことが指摘された。

以上の各コンポネント・カウンターパートの報告を受け、外務省渡邊参事官からは、持続的なキャパシティ・ビルディングの実施に当たっては、「（供給サイド）人的資源」「組織基盤」「国際協力」の重要性が指摘された。特に、公正貿易センターや経団連など、政府と民間企業を橋渡しするような中間的な組織の重要性、貿易担当官の頭の整理を兼ねた出版物の発行が政府・民間の貿易担当者の助けになること、さらには先進国・途上国の相互の学習プロセスが重要であることが強調され、今次ラップアップ・セミナーは新たなステップの開始であることが述べられた。

最後に、丸山 JICA 鉱工業開発調査部長、Wiboonlasana 局長補佐代行から閉会の辞が述べられ、閉会した。

2-6-3 アンケート調査結果

今回のセミナーでは、出席者に対し、①氏名・所属、②本プログラム中開催したワークショップやトレーナーズ・トレーニングへの出席の有無、③今回のセミナーに対するコメントと評価、④今後の WTO 関係キャパシティ・ビルディングに向けたコメントやサジェスチョンを質すアンケート票を配布した。セミナーの終了時、参加者のうち 35 名よりその回収を得た。

セミナーの内容（上記③）については、これまでプログラムに参加・関与した出席者から高い評価を得た。総じてキャパシティ・ビルディング活動の重要性や、本プログラムの意義について理解が促進されたとのコメントが多かったものの、今回のセミナーが本プログラムの活動への初めての参加である出席者からは、内容に対する戸惑いが表明されている。

今後のキャパシティ・ビルディング活動に関しては、以下に代表されるコメントを得た。

- ーより広い参加者（民間セクター等）をも対象とするフォローアップ・セミナー等の開催を通じた活動の展開が必要
- ーDTN 内に構築されたパイロットプログラムに関心（他の省庁より）
- ー交渉に焦点を当てたキャパシティ・ビルディングの強化
- ー日本の経験を共有することに引き続き関心

2-6-4 ラップアップ・セミナー・プログラム

ラップアップ・セミナーは、以下のプログラムのとおり実施した。

【11月11日(月)】 09:00-16:00
<p>基調講演 「WTO キャパシティ・ビルディングの重要性と今後の展望」</p> <ol style="list-style-type: none">1. ドーハ開発アジェンダーキャパシティ・ビルディングの重要性 DTN 局長 Ms. Apiradi Tantraporn2. 「更なるキャパシティ・ビルディングに向けて」 外務省 参事官 渡邊頼純
<p>パネルディスカッション「WTO キャパシティ・ビルディングの成果と将来のチャレンジ」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 共同議長 : DTN 局長補佐代行 Ms. Wiboonlasana Ruamraksa TA チーム団長 田中秀和・ パネリスト : タイ側カウンターパート機関<ol style="list-style-type: none">1. 組織能力強化: DTN 局長補佐代行 Ms. Wiboonlasana Ruamraksa2. GATS: DTN 上級貿易担当官 Mr. Surat Srisuwanpatai3. AD/CVD: DFT 上級貿易担当官 MR. Arkom Sitabtim4. TRIPS: DIP IP 開発促進課長 Dr. Kajit Sukhum5. TBT: TISI 国際関係課長 Mr. Supachai Tepatanapong日本側 外務省 参事官 渡邊頼純